

平成 24 年度  
志學館大学  
自己点検・評価報告書

平成 25 年 6 月  
志學館大学

# 「平成 24 年度志學館大学 自己点検・評価報告書」

平成 25 年 6 月

## 目 次

はじめに	1
I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	2
II. 沿革と現況	8
III. 評価機構が定める「基準」に基づく自己評価	10
<b>基準 1 使命・目的等</b>	<b>10</b>
1-1 使命・目的及び教育目的の明確性	
1-2 使命・目的及び教育目的の適切性	
1-3 使命・目的及び教育目的の有効性	
<b>基準 2 学修と教授</b>	<b>17</b>
2-1 学生の受け入れ	
2-2 教育課程及び教授方法	
2-3 学修及び授業の支援	
2-4 単位認定、卒業・修了認定等	
2-5 キャリアガイダンス	
2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	
2-7 学生サービス	
2-8 教員の配置・職能開発等	
2-9 教育環境の整備	
<b>基準 3 経営・管理と財務</b>	<b>38</b>
3-1 経営の規律と誠実性	
3-2 理事会の機能	
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	
3-4 コミュニケーションとガバナンス	
3-5 業務執行体制の機能性	
3-6 財務基盤と収支	
3-7 会計	
<b>基準 4 自己点検・評価</b>	<b>55</b>
4-1 自己点検・評価の適切性	
4-2 自己点検・評価の誠実性	
4-3 自己点検・評価の有効性	
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	61
<b>基準 A 地域貢献</b>	<b>61</b>
A-1 地域貢献の実施体制	
A-2 地域貢献の事業内容と設備等の利便性	

## 平成24年度志學館大学自己点検・評価報告書

平成25年 6月 26日

### 〈はじめに〉

本報告書は、平成24年度における志學館大学の教育研究活動を自己点検・評価した結果を報告するものである。

本学においては平成19年度以来、日本高等教育評価機構の大学評価基準に依拠して自己点検・評価を行ってきた。昨年（平成24年）は、前年度までのような全般的な自己点検・評価ではなく、平成23年に作成した報告書（『平成22年度志學館大学自己点検・評価報告書』）に示された改善・向上方策に関する平成23年度における取り組みに焦点を絞って自己点検・評価を行った。これは《本学において自己点検・評価の結果がどのように活用されているのか》という問題意識を重視したものである。すなわち昨年の報告書（『平成23年度志學館大学自己点検・評価報告書』）は、いわゆる「PDCAサイクル」の確立という視点に基づき、本学における自己点検・評価活動の結果の活用状況を示した内容となっている。

平成24年度については、従前のやり方に従い、日本高等教育評価機構の大学評価基準（平成24年4月改訂）に基づき、全般的な自己点検・評価を行った。同機構が定める評価基準以外の《使命・目的に基づく大学独自の基準》としては、「地域貢献」を設定したが、その際、特に大学キャンパス移転後における地域との連携についても留意した。なお、自己点検・評価の対象となる期間は原則として平成24年度であるが、別添のエビデンス集におけるデータについては、平成25年5月1日現在で作成したので、本文中に記述したデータとは数値が若干異なる場合もあることをお断りしておきたい。

本学では、従来から毎年行う自己点検・評価の結果を踏まえて、教育研究活動等の充実発展に努めてきたところである。今後も内外の諸状況の展開を的確に把握・理解しつつ、より一層教育研究の改善向上に努めてゆきたい。本報告書がその一助になることを願うものである。

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念等

#### (1) はじめに

志學館大学は、昭和54(1979)年に鹿児島県隼人町（現・霧島市）において開学した鹿児島女子大学を前身とする。開学20年を迎えた平成11(1999)年度から男女共学に転換して、大学名を「志學館大学」に改称した。同時に従来 of 文学部に加えて法学部を新設し、平成17(2005)年に大学院心理臨床学研究科（修士課程）を設置して今日に至っている。なお平成23(2011)年には、今後のさらなる発展へ向けて、法人（志學館学園）各設置校間の連携強化による教育・研究の充実等を図るため、大学キャンパスを鹿児島市内へ全面移転した。このキャンパス移転によって、利便性（大学へのアクセス）が大幅に改善されるとともに、学園各設置校がすべて鹿児島市内に立地することになり、法人本部の業務機能も向上したと評価できる。なお附言すると、現在志學館学園は、合計7の設置校を有するほか保育園を付設し、総合学園として活発な教育活動を展開している（設置校・園は次のとおり。志學館大学及び同大学院、鹿児島女子短期大学、志學館高等部、志學館中等部、鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園、同すみれ幼稚園、同なでしこ幼稚園、なでしこ保育園）。

#### (2) 学園の「建学の精神」と本学の歩み

本学の前身である鹿児島女子大学は、明治40(1907)年に鹿児島における女子教育の先駆者・満田ユイが鹿児島市平之町に開いた「鹿児島女子手芸伝習所」を淵源とする「学校法人・実践学園」（昭和24(1949)年に設置）が、長年に渡る女子専門職業教育を高等教育の場においても展開するために、「鹿児島女子短期大学」（昭和40(1965)年開設）に続いて設置したものである。設置の際には、大学独自の建学の精神を特に設定・明文化せず、「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」という設置母体である学園の建学の精神を大学の基本理念として継承し、教育を行ってきた。

この建学の精神は、すでに明治40年代に掲げられていたもので、当時は女子のみを対象とする教育機関であったため、「時代に即応した堅実にして実際に役立つ婦人の育成」であった。しかし、学園創設80年を期して男女共学の「志學館中等部」が開設された昭和62(1987)年に、「実際に役立つ婦人」の部分は、「有為な人間」と改められた。なお満田ユイは、建学の精神を示すと共に、白居易の詩に因んだ「雪の如く清らかに、月の如く明らかく、花の如く撫子の強く優しく」という「みおしえ」を遺しており、現在でも学園各設置校でこの「みおしえ」が親しまれている。すなわち「雪、月、花」は、「建学の精神」を具体的に実践する際の心根を象徴するものとして、学園章・校章・学園旗及び校旗で使用されている。

鹿児島女子大学の時代まで約90年間にわたり、主として女子教育を展開してきた本学園は、平成11(1999)年、教育活動の一層の発展を期して、女子大学の共学化に踏み切り、大学名を「志學館大学」に変更すると共に、学校法人の名称も「志學館学園」へと改称した。なお共学化と同時に、法学部（法律学科）を増設した。当法学部は、南九州の地における

法学教育のメッカたることを目指し、「21世紀に相応しい時代感覚とリーガルマインド(法的思考力)を備えた、社会の様々な面で活躍できる人材」(法曹関係のみならず、いわゆるゼネラリスト)の養成を目標に掲げて構想されたものである。

女子大以来の文学部と新設の法学部で出発した本学は、平成15(2003)年度に、伝統的な文学部における教育・研究を超えた新しい教育・研究に対する社会的ニーズに応えるために、文学部を「心理臨床学科」と「人間文化学科」から成る「人間関係学部」に改組した。前者は、現代社会において存在意義を増している心理学、特にその臨床的側面の教育・研究に重点をおいた学科であり、後者は、伝統的な文学部の教育(教養教育)を保持しつつ、さらに人文科学と社会科学との融合を目指した学科であった。

心理臨床学に関する教育・研究は、県民を中心として強い支持を受け、心理臨床学科(学士課程)及び同課程を基礎とする大学院心理臨床学研究科(修士課程)は、県下有数の心理臨床学の教育・研究機関となっている。なお同研究科は、平成19(2007)年に日本臨床心理士認定協会から指定大学院[第1種]の指定を受けた。指定期間は、平成19(2007)年4月1日から平成25(2013)年3月31日である。なお、平成25(2013)年4月1日以降も、引き続き平成31(2019)年3月31日まで指定を受けることになった(平成25(2013)年2月27日付)。

法学部は、すでにその開設時において、一般企業におけるリーガルマインドの持ち主の育成を教育の主要な柱としていたところであるが、その後コンプライアンス(法令順守)を初めとして経済社会の公正な競争が提唱される時代の到来と、事前規制型社会から事後チェック型社会への変化に伴って、ビジネス社会において、自律的で自己教育力に富む人材の養成を強化する必要があるとの判断から、「法ビジネス学科」を増設することとした(平成20(2008)年度)。

また、「法ビジネス学科」の新設と同時に、「人間文化学科」も、当該学科の特色を明確にすることを狙ってコースの改編を行った。すなわち、社会学系、生涯教育系の教員の「法ビジネス学科」への異動に合わせて、「人間文化学科」を語学、文学、歴史、地理に絞り込んだ学科へと衣替えした。その結果、「人間文化学科」では、地元で根強い人気のある日本文学や歴史(学)を専門的に学ぶことができるようになった。また、社会学系、生涯教育系の教員が所属する「法ビジネス学科」では、社会・地域に密着した教育が可能となっている。

このように本学は、学園の建学の精神「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」を、時々の社会状況において実現すべく努力してきている。要するに、大学のあり方を、時代の進展に合わせて常に点検し、必要に応じて修正してきたということであり、今後ともこの基本姿勢は堅持してゆきたい。

### (3) 志學館大学の基本理念、使命及び目的

#### ① 基本理念

平成17(2005)年度に、学園建学の精神に基づき、大学としての基本理念を明文化した。すなわち、「時代に即応した堅実にして有為な人間」を、より具体的に敷衍して「誠実な人から、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を合わせ持つ有為な人間」と理解し、「豊

かな教養に裏付けられた実践力と学ぶことへの高い志を持つ人間の育成」を志學館大学の基本理念とすることとした（平成17(2005)年12月に大学運営会議で決定）。なお学則第1条では、学校教育法（第83条）に定める大学の目的を踏まえ、次のように本学の目的を定めている。

「本学は、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、学園の伝統を継承して、誠実な人がら、豊かな教養、自主的・創造的な行動力を併せもつ有為な人間を育成し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与することを目的とする。」

## ②使命及び教育目的

「大学の基本理念」を明確化したことに伴い、それを社会との関係からより具体的に表現した以下の「使命」を定めた（平成17年12月）。

「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって文化の創造と社会の充実発展に寄与するために、人間と社会に対する深い関心と識見を持ち、専門的知識・技能を身につけ、社会に貢献する幅広い職業人を育成する。」

同時にこの「使命」を実現するために、教育目的が以下のように定められた。

- 1) 個性の伸長をはかり、自主的・創造的な人間を育成する。
- 2) 豊かな教養とコミュニケーション能力を身につけ、常に課題意識を持ち、学ぶことの喜びを知る人間の育成に努める。
- 3) 実践・臨床に重きを置いた教育を行い、また、将来を見据えたキャリア教育を組織的段階的に行う。
- 4) 国際理解の教育を推進し、国際人として活躍する素地を培う。
- 5) 社会に開かれた大学として、地域社会の発展と生涯学習の促進に力を注ぎ、社会人の学習意欲に応える。

なおこの5項目の教育目的は、「個性・実践・人間力」という簡潔な標語に集約し、さまざまな機会を通じて学生及び教職員に周知徹底を図っている。

## 2. 志學館大学の個性及び教育の特色

### (1) 本学の個性

#### ①「教職員と学生の距離が近い大学」

本学は地方の小規模大学であり、アットホームな女子大時代の気風を受け継ぎ、一箇所コンパクトにまとまった大学である。この点は、豊かな自然環境に恵まれた従前のキャンパス（霧島市）においても、また県都の市街地に立地する現キャンパス（鹿児島市紫原）

においても変わることはない。このような事情もあって、「教職員と学生の距離の近さ」が本学の個性（カラー）として定着している。そのことは、たとえば大学の募集パンフレット作成に学生が参加したり、大学説明会で学生が大学紹介のプレゼンテーションを行ったりしていることにもよく表れている。ちなみに本学のシンボルマークとして使われている「コミュニケーションマーク」は、教職員と学生という二つの顔の重なりを表現したもので、両者の距離の近さを象徴している。

また「教職員と学生の距離の近さ」は、建学の精神「時代に即応した堅実にして有為な人間の育成」の基盤でもあり、学園創設期から現在に至るまで一貫した本学園の特色でもある。さらに本学は、今日の大学の機能分類において「幅広い職業人の養成を目指す大学」に該当するが、その点に関して「教職員と学生の距離の近さ」は、大きなメリットを有しているといえよう。

## ②「地域に密着した大学」

本学のもうひとつの個性（カラー）は、「地域に密着した教育・研究を行っている大学」ということである。従前のキャンパスでは、地方都市の市街地ではなく郊外に立地する点を利用した特徴ある地域活動を展開し評価を得てきたが、移転後も旧所在地の霧島市（特に、国分・隼人地域）との連携を維持し、また現キャンパスにおいても地域に密着した新たな教育・研究を行うとともに、地域での活動を通して「幅広い職業人」を育成している。なお、平成21(2009)年に策定された法人の「長期経営計画（2010-2015）」でも、本学のあり方を「地域と社会に貢献する人材を輩出する大学」「地域共生型大学」と明確に規定している。このように、地域貢献は本学が個性・特色として重視している領域であるので、今年度の自己点検・評価にあたっては、大学独自の評価基準として設定することとした（後出「基準A」）。

### (2) 本学における教育の特色

#### ①「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」

「教職員と学生の距離の近さ」という本学の個性に立脚して、「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」が本学における教育の特色となっている。それは換言すると、学生一人ひとりの能力・適性に合った教育を行い、今日かなりの学力差が目立つ学生をそれぞれの学力レベルにおいてきめ細かく指導し、学力の一層の伸長を図る、ということである。具体的には、少人数編成による「導入教育」とその際のコミュニケーション能力を養うためのきめ細かな指導、出席状況調査とそれに基づいたきめ細かな対策、丁寧な卒論指導と大学院入試対策、学生とともに行う学外調査、一部資格試験対策のための特別の課外講座、「学生指導個人ファイル」による指導、「オフィスアワー」の活用による教育、などを行っている。また、導入教育においては特に「リテラシー教育」を重視し、日本漢字能力検定協会の教材の利用や、「レポートコンクール」の実施などによってリテラシーの涵養を図っている。なお、「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」は、組織的な合意に基づいて行われているだけでなく、個々の教職員が必要に応じて、主体的に取り組んでいる。さらに、学生のフォローを包括的に行う機関として、「学生支援センター」が設けられて

おり、個々の教職員では対応が難しいケース等に備えている。

## ②「キャリア教育と連動したきめ細かな進路指導」

本学は、その教育の最終段階としての進路指導においても、本学の個性の一つである「教職員と学生の距離の近さ」を活かしたきめ細かな個別面談指導を行っている。つまり、進路支援担当者が、学生ひとりひとりの実情に精通するとともに求人側の求める人材像を的確に把握し、学生の能力・適性に即した就職の実現に努力している。地域の職場の状況に詳しい担当者の指導は、まさに本学のもう一つの個性「地域に密着した大学」の現れでもある。

また進路選択・決定に当たっては、学生自身が自分自身を客観視し人生を設計する能力を有していることが重要であるが、そういった自己分析の能力を身につけるために、教養教育の一環として、初年次からさまざまなキャリア教育のプログラムを展開している。また学生が「社会的及び職業的自立を図るために必要な能力」（大学設置基準第42条の2を参照）を身に付けることができるように、教育課程の実施及び厚生補導の両面からさまざまな取り組みを行っている。たとえば、教育課程の面ではキャリア形成科目群の充実など、厚生補導の面では進路支援センターを中心とする個別面談指導などがあげられる。このように、キャリア教育と綿密な進路指導が連動することによって、本学は鹿児島県において優れた就職実績を誇っている。

## ③「地域に密着した教育・研究」

地方の小規模大学である本学は、地域の支持なくして立ち行かないことを自覚し、地域に密着した教育・研究を目指して地道に努力を重ねてきた。そのような取り組みによって、既述の「地域に密着した教育を行っている大学」というもう一つの個性が生まれたのである。

本学の地域社会における活動は、主として「生涯学習センター」及び「心理相談センター」を拠点として行われてきたが、キャンパス移転後は、その両者に加えて、「発達支援センター」と「地域協働センター」を新たに開設し、地域連携のための体制を強化した。これまでの取り組みは、どちらかという大学が有する資源を地域に開放するという側面が目立っていたが、地域協働センターは、学生の教育にも資する地域貢献活動という視点を導入した点に特徴がある。このことは、学長の『年頭所感』（平成25年1月4日）にも、次のように示されている。「〔地域協働センターの〕基本的な目標は、少しでも多くの学生が、少しでも多くの地域の諸活動に参加することで、より多様な経験を積んでもらうところにあります」。

## 3. 今後の方向性

周知のように、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）において、いわゆる学士力の質の保証が要求されることになったが、この状況を踏まえて、本学ならではの「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」「キャリア教育と連



動したきめ細かな進路指導」「地域に密着した教育・研究」をさらに充実させるべく議論を重ねた末に決定されたのが「志學館大学教育改革基本方針」（平成22年1月）であり、この基本方針に基づき、「志學館大学教育改革実施案」が策定された（平成22(2010)年9月29日大学運営会議承認）。以後本学は、この基本方針に基づきさまざまな取り組みを行うことによって、学士課程教育の質保証に努めてきたところである。

そして平成24(2012)年8月28日には、中央教育審議会から「大学教育の質的転換」答申（以下、「質的転換答申」という。）が出されたため、この答申を受けて、本学でも新たな教育システムを構築するために「第二次教育改革」の検討を開始した。したがって、速やかにこの「第二次教育改革」の成案を得ることが、当面の目標となる。言うまでもなく、そこには、本学の基本的成果として達成しようとする内容が具体的に盛り込まれることになる。なお「第二次教育改革」を含む本学における本年以降の課題については、学長の『年頭所感』（前出）に網羅的に述べられている。

なお本年（平成25(2013)年）は、本学の前身・鹿児島女子大学の第1期生が卒業してから30年、男女共学となった新生・志學館大学の入学者を初めて社会に送り出してから10年という節目の年である。総計5,000名を超える卒業生が巣立ったことになる。

ところで、キャンパス移転は、共学化・名称変更と並び、本学三十余年間にわたる歩みのなかで非常に重要な意義を持つ事業であった。少子化の進展と大学数の増加等の影響もあり、本学では定員の確保が困難な状況が続いてきたが、その最大の要因と思われる「アクセス上の難点」が、キャンパス移転によって大幅に改善されたからである。また、新キャンパスが、学生や教職員と地元住民が活発に交流する場となれば、大学のさらなる活性化も期待できる。移転直後に当時の学長は、最初の10年で全国区に次の10年で海外に拠点を置けるような国際的な大学にしたいという個人的な抱負を語っている（平成23(2011)年4月30日付「南日本新聞」）。

ただし、移転は本学の建学の精神等に直接影響するものではない。本学は移転後も、上述した建学の精神・大学の基本理念、使命・目的に沿って教育・研究を続けることにより、これまで培われてきた本学の個性・特色に磨きをかけ、高等教育機関としての社会的責任を果たしてゆく所存である。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

明治40（1907）年8月	満田ユイ、「鹿児島女子手芸伝習所」を鹿児島市平之町に開設
昭和26（1951）年2月	学校法人「実践学園」設置
昭和40（1965）年4月	「鹿児島女子短期大学」開設
昭和54（1979）年4月	「鹿児島女子大学」開設、文学部（国文学科、英文学科[後に「英語英文学科」、人間関係学科[心理学専攻、教育学専攻、社会学専攻]の3学科）を設置
平成11（1999）年4月	男女共学の「志學館大学」に大学名を改称。法学部（法律学科）を設置。学校法人「志學館学園」に学園名を改称
平成12（2000）年4月	文学部各学科の定員変更（国文学科50人→40人、英語英文学科50人→40人、人間関係学科100人→120人）並びに人間関係学科の専攻名変更（教育学専攻→学校臨床学専攻）
平成15（2003）年4月	文学部を人間関係学部に変更。人間関係学部心理臨床学科（2コース[心理学、学校臨床学]、翌年から4コース[医療臨床、福祉臨床、教育臨床、心理学]）、人間文化学科（6コース[国文学、英語英米文化、日本語教育、社会学、生涯教育、歴史・地理]）を設置（文学部国文学科・英語英文学科・人間関係学科は廃止へ）
平成17（2005）年4月	大学院心理臨床学研究科心理臨床学専攻（修士課程）を設置、「法律学科」の定員を減じる（200人→150人）
平成18（2006）年4月	大学院心理臨床学研究科心理臨床学専攻、日本臨床心理士資格認定協会によって第一種大学院に指定
平成20（2008）年4月	法学部に「法ビジネス学科」を新設、人間関係学部「人間文化学科」のコースを3つに変更（日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理）
平成22（2010）年4月	人間関係学部「心理臨床学科」のコースを5つに変更（医療臨床、福祉臨床、教育臨床、社会産業、心理学）
平成23（2011）年3月	財団法人日本高等教育評価機構による認証評価「認定」
平成23（2011）年4月	鹿児島市へキャンパス移転
平成24（2012）年4月	法学部法律学科及び法ビジネス学科の定員を変更 法律学科（60人→70人）法ビジネス学科（70人→60人）

## 志學館大学

### 2. 本学の現況

- ・ 大学名 志學館大学
- ・ 所在地 〒890-8504 鹿児島県鹿児島市紫原1丁目59-1
- ・ 学部及び大学院の構成

学部	学科
人間関係学部	心理臨床学科
	人間文化学科
法学部	法律学科
	法ビジネス学科
大学院	専攻
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻（修士課程）

- ・ 学部及び大学院の学生数（平成25年5月1日現在）

学部	学科	入学定員	在籍者数	備考
人間関係学部	心理臨床学科	120	498	
	人間文化学科	50	227	
	計	170	725	
法学部	法律学科	70	282	
	法ビジネス学科	60	196	
	計	130	478	
学部合計		300	1,203	
大学院	専攻	入学定員	在籍者数	備考
心理臨床学研究科	心理臨床学専攻	10	21	

- ・ 教員数（平成25年5月1日現在）

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	計
人間関係学部	心理臨床学科	7	3	4	1	15
	人間文化学科	7	3	7		17
法学部	法律学科	4	4	2		10
	法ビジネス学科	5	3	2		10
計		23	13	15	1	52
兼任教員数						74

- ・ 職員数（平成25年5月1日現在）

専任職員	29	契約職員	4	パート	3	合計	36
------	----	------	---	-----	---	----	----

※ 本部職員で大学に割り振られた者4人は除く。

### Ⅲ. 評価機構が定める「基準」に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 《1-1の視点》

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### (1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の使命・目的及び教育目的等（以下、「基本方針」という。）は、以下の4点から構成され、それぞれ文書として明確化されている。①建学の精神、②大学の基本理念、③本学の使命、④本学の教育目的。特に教育目的は「個性・実践・人間力」という簡潔な標語に集約している（平成19(2007)年度から）。【資料1-1-1】 これらの決定に至る経緯及び意味内容等の概要については、本報告書のⅠで述べたとおりである。なお、日本高等教育評価機構に提出した『志學館大学 自己評価報告書（再評価用）』（平成22年6月）も参照（『同報告書』pp.1-5.）。【資料1-1-2】

これらの基本方針に基づき、各学部・学科の目的及び「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」が定められている。各学部・学科の目的は、養成すべき人材像をそれぞれ卒業後の主な活躍の場を想定しつつ、学則において端的に明示するとともに、その内容を敷衍した文章を『学生便覧』に記載し、ホームページで公表している。【資料1-1-3～6】

大学院（心理臨床学研究科）については、学校教育法第99条の趣旨を踏まえて、志學館大学大学院学則第2条にその目的を次のように明示している。「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」さらに、その内容を説明した文章を『心理臨床学研究科学生便覧』に記載している。【資料1-1-7、8】

建学の精神のキーワードは《時代に即応する》ということであり、大学の基本理念のキーワードは《実践力》である。大学の使命・目的は、今日の大学の機能分類において、本学が主に果たすべき機能のひとつである《幅広い職業人の育成》と相即し、具体性を有している。よって、使命・目的及び教育目的の意味・内容の具体性と明確性は確保され、それらの簡潔な文章化も達成されている。

##### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

特になし。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 《1-2 の視点》

#### 1-2-① 個性・特色の明示

#### 1-2-② 法令への適合

#### 1-2-③ 変化への対応

### (1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

### (2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性は、「教職員と学生の距離が近い大学」及び「地域に密着した大学」であり、特色は、①「学生一人ひとりに目を向けたきめ細かな教育」、②「キャリア教育と連動したきめ細かな就職指導」、③「地域に密着した教育・研究」、である。これらの個性・特色は、「大学・学部・大学院の特色」と併せて、前掲『志學館大学 自己評価報告書（再評価用）』に明記されているとおりである。【資料1-2-1】 なお平成20(2008)年度に実施された日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価では、「総じて、大学全体として小規模大学としての特徴を生かしたきめ細かな教育を実践するとともに、地域密着型の大学としてまい進している点は評価できる。」とされている。【資料1-2-2】

#### 1-2-② 法令への適合

建学の精神を示した法人の寄附行為第3条には、教育基本法及び学校教育法に基づいて学校教育を行うことが明記され、【資料 1-2-3】大学の使命・目的等を包括的に定めた学則第1条でも、大学に関する法令上の最も基本的な条項である学校教育法第83条の文言が援用されている。大学院の目的についても、1-1-(2)で示したように、学校教育法第99条の趣旨が盛り込まれている。

また大学設置基準の定めるところにより、学部、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め（学則第3条の2～第3条の7）、公表している。なお本学の個性・特色は、平成17(2005)年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」における例示（同答申第2章 3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化）に基づき、主として「③幅広い職業人養成」と「⑥地域の生涯学習機会の拠点」であるとしており、大学の使命及び教育目的にもその点が明示されている。

#### 1-2-③ 変化への対応

まず、平成23(2011)年度からのキャンパス移転にあたり、建学の精神、大学の基本理念及び使命・目的等に変更はないことはもとより、「教職員と学生の距離が近い大学」及び「地域に密着した大学」という本学の個性にも特段の変化は認められない。むしろ、これまでとは異なる「県庁所在地の市街地」という環境において、新たな地域貢献活動が展開されている（本報告書「基準A」参照）。

また平成 24 年度は、文部科学省の「大学改革実行プラン」が公表され（6 月 5 日）、中教審の「大学教育の質的転換」答申（平成 24(2012)年 8 月 28 日、以下「質的転換答申」という。）も提出された。このうち「質的転換答申」については、第二次教育改革案を議論する際に検討している。【資料 1-2-4】 本学の使命・目的及び教育目的等についても改めて見直しを行ったが、現段階では、答申の内容に照らしてそれらを直ちに変更する必要性があるとまでは認められない。

以上「個性・特色の明示」「法令への適合」「変化への対応」という視点から総合的に評価すると、本学における使命・目的及び教育目的の適切性は確保されている。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

『平成 23 年度志學館大学自己点検・評価報告書』（平成 24 年 6 月 13 日）では、当基準項目（特に評価の視点「1-2-③変化への対応」）に関する「平成 23 年度における取り組みと今後の課題」として、次のように述べられていた。《今後は鹿児島市、とりわけ本学の所在地である紫原地区との交流・連携も視野に入れなければならない。また、本学の個性と結びついた特色ある地域貢献の在り方についても、立地環境の変化を加味した検討が求められる。》【資料 1-2-5】

この自己点検・評価結果を受けて、関連する諸部門での取り組みの結果、平成 24(2012)年度においては、学生による地元・紫原小学校の教育ボランティア活動並びに地域防犯パトロール、などが行われ、また、平成 25(2013)年度から新たに「地域協働センター」を新設することが決定された。【資料 1-2-6、7】 今後は、新たに始まった地域貢献活動を充実発展させること、新設の地域協働センターの実質的な活動を軌道に乗せること、などが課題である。また、《本学の個性と結びついた特色ある地域貢献の在り方》について、地域交流推進会議、生涯学習センター、地域協働センターを中心に引き続き検討を行うこととする。

その際、特に実際の教育活動における地域密着の現状について検証を行う。なぜなら地域密着は、心理相談センター及び発達支援センターの活動に見られるように、教育以外の領域においてはそれなりの成果をあげているが（本報告書「基準 A」を参照）、教育については組織的な取り組みが手薄であったからである。これまでも、たとえば社会調査教育における調査実習、地理学や民俗学の教育における巡検や実習などにおいて地域課題を取り上げた系統的な教育実践は行われてきたが、それらは学問領域や科目の性格と科目担当者の教育方針に拠るところが大きく、大学の使命・目的に沿って学部・学科の教育課程に位置づけられて実践されているものではない。なお本学は、進路支援センターが中心となって、鹿児島県中小企業家同友会と「産学地域連携基本協定」を締結したが（平成 25(2013)年 5 月 17 日調印式）、今後、キャリア教育に繋がるような活動を教育課程に構造的に組み込んで組織的に展開することにより地域密着が定着すれば、それらを含め大学全体として個性・特色の充実を図ることができる。【資料 1-2-8】

また、地域密着以外の個性・特色も含め、《個性・特色の使命・目的等への反映》については、これまであまり議論されてこなかった。すなわち、個性・特色の使命・目的等への反映は、比較的希薄であったと言える。そこで、本学の個性・特色と使命・目的等の実質的関連性について検討を行うこととする。それにはまず、《本学の個性・特色とは何か》

という点を改めて確認しなければならない。また、使命・目的それ自体の適切性という問題意識も不可欠である。なぜなら、本学は（個性・特色の表れとしての）大学の 7 つの主要な機能(\*)のうち、「幅広い職業人養成」を標榜しているが、使命・目的には、そのことが適切に盛り込まれていなければならないからである。したがって、検討の結果この点が不十分であると評価された場合には、使命及び目的の一部見直しもあり得ることになる。

(\*)『我が国の高等教育の将来像（答申）』（中央教育審議会、平成 17 年 1 月 28 日）

### 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 《1-3 の視点》

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

#### 1-3-② 学内外への周知

#### 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

#### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

#### (2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

『志學館大学 自己評価報告書・本編 [日本高等教育評価機構] 平成20年6月』に述べられているとおり、本学の使命・目的は平成17(2005)年12月に、それまで「本学の目的」「教育の特色」「教育方針」等として散在していた事項を、建学の精神及び基本理念の下に整序し明文化したものである。【資料1-3-1】 したがってその内容は全く新奇なものではなく、従来の教育研究活動において蓄積されてきた事項が大半を占めているので、教職員には馴染み深いものであり、理解と支持が得られている。ゆえに、教育課程の検討や教授会・FD研究会などでの教育改善の論議は、それらの基本方針を意識しながら行われている。たとえば、教員が毎月確認する「コンプライアンス・チェックシート」には、その冒頭に《「建学の精神」「ビジョン」を理解している》というチェック項目を設けており、常に建学の精神を意識するように配慮している。【資料1-3-2】

#### 1-3-② 学内外への周知

基本方針等の学内外への周知については、同じく『志學館大学自己評価報告書・本編』に記述されている取組を引き続き実施しており、着実に浸透しているものと評価している。周知の主な媒体としては、『学生便覧』、『教職員要覧』、大学ホームページ（大学概要→「建学の精神・基本理念」「志學館大学の目的・ポリシー」、大学概要→受験生の方→入試→「アドミッション・ポリシー」）、大学案内マガジン、学生募集要項などがある。

【資料1-3-3～7】

前述した平成20(2008)年度大学機関別認証評価では、《建学の精神や大学の基本理念などは、学生便覧、教職員要覧、大学案内及びホームページに掲載するとともに、大学の使命・目的を「個性・実践・人間力」という端的な言葉で明示し、学内外に浸透しやすいよう、工夫されている。》と評価された。その際「今後、特に学外への周知方法については、更なる方策の検討に期待したい。」とされたが、建学の精神については創設者の「みおしえ」とともに、平成21(2008)年発行の『2009大学案内マガジン』で、紹介・解説するという対応を行い、それ以降の『大学案内マガジン』でも踏襲している。学内への浸透については、副理事長が新生入生に対して学園の沿革等に関する講話を行うなどの工夫も行っている。【資料1-3-8～10】

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

法人の第2次経営計画となる「長期経営計画（2010～2015）」（2010年度から6年間）では、冒頭で建学の精神の解釈が示され、同計画における大学の長期ビジョンも、教育目的の核となる《人間力の養成》に言及している。【資料1-3-11】 また3つの方針は、基本理念から導出されたものであることがすべて明示されている。したがって、使命・目的及び教育目的は、中長期的な計画及び3つの方針等へ反映されていると評価できる。

平成24(2012)年度において特筆すべきことは、3つのポリシーのうち、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を全面的に見直したことである（基準項目2-2の(2)の1)及び2-4の(2)の2)参照）。この作業は、現行のポリシーが大学の使命・目的及び教育目的等を適切に反映しているかどうか、という問題意識に基づくものであり、改革推進会議の作業部会である「大学教育改革ワーキング・グループ」において、平成23(2011)年度末から基本的な方針について議論が開始された。平成24(2012)年度に入り、人間関係学部の各学科及び法学部において検討が行われた結果、7月末にディプロマ・ポリシーの変更案がまとまった。それについてワーキング・グループからのコメントを付した資料が、教職員合同研修会（9月12日）で全教職員に示された。

【資料1-3-12】 その後、ディプロマ・ポリシーとの整合性に配慮しながら、それぞれの学科のカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、最終的に12月12日のワーキング・グループ会議で完成版が確認された。この完成版は、平成25(2013)年1月23日の改革推進会議に提出され、1月25日付で学長から全教員に資料として配布された。2月6日の合同教授会終了後、各学部においてこの資料を基に審議が行われ、大学運営会議で最終的な承認に至った。【資料1-3-13、14】

なお共通教育についても、新たに「共通教育の達成目標」を作成し、従来の「共通教育のカリキュラム・ポリシー」を修正して「共通教育の教育課程編成方針」とした。これによって、主として教育目的の第2項（「豊かな教養とコミュニケーション能力を身につけ、常に課題意識を持ち、学ぶことの喜びを知る人間の育成に努める。」）を担う共通教育の位置づけが明確に示されることになり、各学科の《目的・方針》と《学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）》及び《教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）》が、その構成も含めて統一的に整序されるという成果を得た。



### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の学部学科及び大学院研究科の構成は、【資料 1-3-15】に示すとおりである。学則に明示された基本的な教育研究組織である各学部の目的は、それぞれ次のようになっている。「人間関係学部は、人間について心の側面と文化・社会の側面から実践的・臨床的に教授研究し、現代社会の要請にこたえることを目的とする。」（第3条の2）「法学部は、法学及び関連分野に関する専門の学芸を教授研究し、社会生活に即応できる法的思考能力と法的実践力を備えた人間を育成し、もって社会の充実発展に寄与することを目的とする。」（第3条の5）

また大学院学則に示された心理臨床学研究科の目的は次の通りである。「心理臨床学研究科は、深い人間理解と心理臨床に関する実践力を身につけた、臨床心理学に関する高度職業専門人を養成することを目的とする。」（第4条の2）

これは大学の使命の要点である「人間と社会に対する深い関心と識見」に照応しており、両学部及び研究科の目的には《実践力》というキーワードが盛り込まれている。それは本学の教育研究組織が、5項目の教育目的の第3項「実践・臨床に重きを置いた教育を行い、また、将来を見据えたキャリア教育を組織的段階的に行う。」に基づく教育研究活動を行うことを意味している。したがって、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成には整合性があると評価できる。

#### (3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

平成24(2012)年度は、共通教育の教育課程編成方針を定めると共に、3つのポリシーのうち、各学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適正化という成果を得たが、次いで、アドミッション・ポリシーの見直しが残された課題である。また、改訂されたポリシーの実効性を検証する必要もある。これらについては、まず大学運営会議で議題として取り上げる。

#### 【基準1の自己評価】

本学は、学園創設以来100年以上堅持されてきた独自の「建学の精神」や大学の理念を踏まえ、その使命・目的を定め、それを社会に公表している。また、教育目的として、学部・学科等の教育プログラムごとに人材養成に関する目的を学則等において明確に定めている。それらは、意味・内容の具体性と明確性を備えており、簡潔な文章化のための努力が払われている。個性・特色も明示され、法令への適合にも問題はない。また大学キャンパス移転に伴い、新しい環境において「地域に密着した大学」という個性を活かすための新たな取り組みに着手している。

本学は明治時代における学園創設時から《時代に即応する》精神を堅持してきたので、変化への対応は迅速に行うという伝統が浸透しており、そのための組織体制も整えられ有効に機能している。またそれらの基本方針は、役員、教職員の理解と支持を得ており、様々な方法によって学内外へ周知されている。また教員は、毎月確認する「コンプライアンス・チェックシート」によって、常に建学の精神を意識するようにしている。

なお平成 24(2012)年度における各学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直し作業については、最終的に学部教授会において成案が決定されるまでの過程において、教職員合同研修会での報告・討議を経るなど、さまざまな形で教職員が参加する機会が設けられたと評価できる。今後は、アドミッション・ポリシーの見直しを行うと共に、改定された 2 つのポリシーに基づいて適切な教育が行われているかどうかを検証してゆく。

中長期的な計画は、大学の使命・目的及び教育目的等に配慮されている。とりわけ平成 24(2012)年度には、3 つの方針のうち、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）が、使命・目的及び教育目的等の中核部分を的確に反映するように、大幅な見直しが実行された点は評価できる。さらに教育研究組織は、使命及び教育目的と整合している。よって、使命・目的及び教育目的の明確性、適切性及び有効性は達成されていると評価できる。

## 基準 2. 学修と教授

### 2-1 学生の受入れ

#### 《2-1 の視点》

#### 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

#### 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

#### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、大学全体及び、人間関係学部心理臨床学科、人間関係学部人間文化学科、法学部法律学科、法学部法ビジネス学科、大学院心理臨床学研究科の入学者受入れ方針をアドミッション・ポリシーとしてまとめ、学生募集要項【資料 F-4】や大学ホームページなどの伝達手段及び高校連絡会をはじめとした各種の学生募集活動を通して周知している。

学部の平成 25(2013)年度入試は、推薦入試（指定校推薦、一般推薦）、一般入試（前期日程、後期日程）、センター試験利用入試（A 方式、B 方式、C 方式）、AO 入試、社会人・帰国子女・外国人留学生特別選抜、編入学入試、転入学特別選抜をそれぞれの方法で実施した。【資料 2-1-1】

本学のアドミッション・ポリシーでは、入学者の社会的関心や本学で学ぶ意欲を重視しており、上記の多様な入試方法はそのような関心や意欲を持った受験生に多くの機会を与える意図によるものである。特に推薦入試においてはそうした受験生の関心や意欲を重視して面接を行っている。一方で、各学科のアドミッション・ポリシーに「高等学校等で学んでおいてほしい項目」があるが、これらが選抜の基準に反映されているとは必ずしも言えない。

近年の両学部の志願者数、合格者数及び入学者数は、《エビデンス集（データ編）【表 2-1】》のとおりである。平成 23(2011)年度入試では志願者数、入学者数ともそれ以前に比べて大幅に増えたが、それ以降は全体として減少傾向にある。平成 25(2013)年度入試では 4 学科のうち 3 学科で入学定員を確保できていない。とくに法ビジネス学科は 2 年続けて志願者数段階で定員を下回っており深刻な状態と言える。なお大学院については平成 25(2013)年度入学者数は 11 人で、入学定員（10 人）を満たしており、また大幅な定員超過もない。《エビデンス集（データ編）【表 2-3】》

#### (3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者選抜の方法に、アドミッション・ポリシーを活かしていくための方策を検討する。例えば、各学科のアドミッション・ポリシーにある「高等学校等で学んでおいてほしい項目」の高校時の成績を合否判定資料に載せるといった方法も考えられる。

入学定員の確保については、入試広報委員会を中心にさらに志願者数を増やす方法を検討する。とくに法ビジネス学科については、商業学科のある高校への高校訪問を強化するなど、この学科に特化した募集、広報の対策に取り組んでいく。

## 2-2 教育課程及び教授方法

### 《2-2の視点》

#### 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

#### 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

##### (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

##### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1) 教育課程編成方針の明確化

平成 22(2010)年度自己点検評価において、本学の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）は学科の科目編成の特徴の説明に止まり、教育課程編成への指針性が弱いことを指摘した。すなわち、本学は学則に定めた学部・学科ごとの「目的」（第 3 条の 2～5）を受けて、学生便覧の「志學館大学の目的・ポリシー」において、各学部・学科の「何を教授し、どんな人材を育成するか」という目的を述べ、それを実施する教育課程の特徴を各学科の教育課程編成方針として示していた。しかし、学科の多様な教育課程にもかかわらず学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は全学で一本であった。そのため、学部・学科ごとの「学士課程教育で身につけさせる能力や達成目標」という観点や、それを達成する手段としての教育課程という観点を曖昧にし、それが上述の学科ごとの教育課程編成方針の限界をもたらしている、と自己評価したのである。

そこで、平成 23(2011)年度末にディプロマ・ポリシーを皮切りに 3 ポリシーの見直しに取り組むことを大学運営会議で決定し、改革推進会議に見直しプロジェクトチーム（教育改革ワーキング・グループ）を設置した。平成 24(2012)年度には同チームを軸にして全学規模で学科単位での議論と見直し・策定作業を行い、学科単位の新しい学位授与方針及び教育課程編成方針を定めた。新しい学位授与方針では、方向性としての「育成する人材」目標を含んだ「学科の目的」を明記し、「学士課程教育で身につけさせる能力や達成目標」を明文化するとともに、新しい教育課程編成方針において、その能力を身につけさせるためのものとして教育課程を位置づけている。これらの「学科の目的」「学科の学位授与方針」「学科の教育課程編成方針」は平成 25(2013)年度から「学生便覧」及び「大学の HP」で明示される。【資料 2-2-1～3】

###### 2) 教育課程の体系的確保のための改善【資料 2-2-4】

法学部の教育課程について、平成 22(2010)年度自己点検評価において教育課程編成の体系的確保という点から次の 2 点の要改善事項を指摘した。

- ① 学科は、自学科の専門教育科目 92 単位における選択科目の単位に、他方学科の全専門教育科目を含めているが、これは学生にとっては選択可能な科目が倍増し、自学科の教育課程の特色が見えにくい。その結果、特に法ビジネス学科では学科科目編成にもかかわらず法律学科科目の受講に偏る等の弊害が生じていた。
- ② 本学の教育課程編成の体系は、卒業要件単位の配分において共通教育科目と専門教育科目を区分している（履修規程第 3 条第 1 項）。ところが同規程別表第 2 専門教育科目表においては、法律学科、法ビジネス学科ともに、法学部の専門教育科目として履修してもよい「自由選択科目」リストに共通教育科目を加えている。このことが、共通

教育科目と専門教育科目の区分という科目体系を混乱させていた。平成 23(2011)年度法学部卒業生 80 人中、33 人がこの仕組みにより要卒単位を確保していた。

上記①については、平成 23(2011)年度に両学科の教育課程の見直しを行い、法律学科・法ビジネス学科ともに、他方学科の科目の単位を自学科の単位に含めることができる上限を 16 単位とした。また上記②については、平成 25(2013)度から「自由選択科目」リストから共通教育科目を削除した。これにより、法学部両学科での教育課程の編成は改善された。

さらに平成 24(2012)年度に法律学科の教育課程を次のように改編した。①法学の専門基礎教育を確実にを行うために、選択科目であった入門科目（「公法入門」「民法入門」「刑事法入門」「裁判法入門」）を必修とし、逆に、それまでは必修あるいは選択必修であった「憲法」「民法総則」「物権法」「債権法」「刑法」を選択科目とした。②コミュニケーション力の涵養と学生の基本的な学修生活の場を確保するために、2 年次の選択科目であった「法律学基礎演習」を必修とした。

法ビジネス学科については、完成の翌年度（平成 24(2012)年度）に学科科目を次のように大きく改編した。①従前は、企業法務関係の科目を「ビジネス法務科目」（中央職業能力開発協会の「ビジネス・キャリア検定」制度において教育訓練講座に認定）に一括し、専門基礎科目を除くその他の法律科目については法律学科の専門教育科目表を援用していた。これについて、企業法務に関する専門的知識を学ぶという学科の教育に必要な法律科目を絞り込み、ビジネス法務科目とあわせて「法務系科目」の群で明示した。②「現代社会とビジネス」科目群について、学生の受講動向を考慮し、社会・人間発達と企業活動の関わりという観点から、科目を精選した。③手薄であった経営に関する専門的知識の教育を強化するために、経営・ビジネス系科目からなる「ビジネス系科目」群を新設した。

心理臨床学科の教育課程については、①学生の臨床分野に限定されない関心や進路の多様性に対応するため、平成 22(2010)年度から社会産業コースを新設した。②平成 23(2011)年度から学科基礎科目・コース科目・学科関連科目の編成を変更した。すなわち、学科基礎科目群中の心理学系の基礎科目を心理学科目群に集めて、同コースの心理学基礎教育としての性格を明確にした。また、教育臨床コースの性格を明確にするため、教育臨床科目群中の教員免許関連科目を教職専門科目表（履修規程別表第 3）へ移した。

### 3) 授業内容・方法等の工夫

平成 23(2011)年度から「志學館大学 Freshman 教養力向上作戦」として、共通教育センターが主管となり、①大学における教養教育の土台となる高校卒業レベルの基礎的教養的知識を確実に身につけさせるため、「Freshman Knowledge テスト(略称「FK テスト」)」を年 4 回実施、②FK テストで確実に成果をあげるための正課科目「総合教養講座」を 4 クラス開設、③「学問へのステップ I・II」を除く全共通教育科目で何らかの読書課題の導入、に取り組んでいる。

共通教育科目における読書課題遂行及び 2 年生に対する FK テスト受験に関しては、一定の浸透が見られる。また、FK テスト合格を進路支援センター主催の公務員試験対策講座の受講資格にして公務員志望の学生の採用試験対策学習と FK テストを連結させた結果、一部上級学年学生の意識的な受験が見られた。しかし、1 年生に対しては FK テスト受験

指導の徹底が不十分であり、受験者数は伸びていない。【表 2-2-A】

「FK テスト受験・合格」は必修（卒業要件）ではなく、履修指導により受験・合格に誘導するという方針である。しかし、FK テストに対する学生の受験の動機付けは全体として弱く、学生指導担当教員の指導や対応にはばらつきがあり、全教員挙げて「志學館大学 Freshman 教養力向上作戦」に取り組むという点での不徹底が見られる。これは、まずは上述のような FK テストの制度的位置づけの曖昧さに起因するのだが、平成 24(2012)年 7月に検討を行った改革推進会議教育改革ワーキング・グループは、従来通り卒業要件とはせず履修指導を強めることを再確認した。【資料 2-2-5、6】

受験状況から見ると、FK テストの広報と周知あるいは教員からの積極的な働きかけと指導において、大学全体としての組織的取組にならなかったことは明白であり、今後の改善強化を図る必要がある。

【表2-2-A】 平成24年度4回のFKテスト受験状況（数値は受験者の延べ人数）

	心理臨床学科	人間文化学科	法律学科	法ビジネス学科	合計
1年	10	14	14	1	39
2年	85	21	15	22	143
3年	2	5	2	2	11
4年	0	0	1	1	2
合計	97	40	32	26	195

教授方法においては、演習科目以外では、臨床系を特色とする心理臨床学科の科目やフィールドワークによる研究を特色とする人間文化学科の地理学・言語学の科目で、実習・学生参加・グループワーク等の工夫を積極的に取り入れている。伝統的に知識伝達型の教育方法を特色とする法学部の法律系科目では、講義中心の教授方法が根強いが、講義要項の「授業の到達目標」に「国家資格試験や検定試験の合格レベルの知識」を掲げて、科目の性格を明確にして受講生の学修到達目標としてわかりやすく呈示し、それらの試験の問題集も教材に活用するなどの工夫をしている。学生が大学で最初に経験する共通教育では、教養科目の 3つの群に各 1 科目の「学生参加科目」を置き、アクティブ・ラーニングを行う科目であることを明示している。また、伝統的な「講義と筆記試験中心」の科目は少数であり、定期筆記試験以外にも授業中・授業外の小テストや小レポートを課して、学修を確かにする工夫をしている科目が増えている。【資料 2-2-7】

#### 4) 教授内容の改善を進めるための組織体制の整備と運用

平成 16 (2004)年度から前・後期 Semester で各 1 回開催する「FD 研究会」において、教授方法や工夫、その他 FD に資する内容に関する教員相互の交流と情報共有を行っている。研究会の運営はFD 推進委員会が担当し、各回のテーマを設定し、委員会より報告依頼を受けた教員が報告するという形式で実施しており、教員は出席を義務づけられている。平成24 (2012) 年度の前期は、共通教育科目における「読書課題の必修化」における評価と改善点について、科目担当教員対象のアンケート調査結果を基にして交流・議論した (6

月27日)。後期には「学生の自主的な学修を促すための授業設計」をテーマに、教育理論をベースにした報告を受けて議論を行った(11月28日)。【資料2-2-8】

中教審「学士課程教育」答申を受けて、平成23(2011)年度には、教員対象の「担当授業科目で学士力の各項目をどれだけ取り入れて授業を行っているのかの調査」、及び卒業生対象の「それらの項目に関してどれだけ力が付いたか」についての調査を実施した。平成24(2012)年度には、両学部及び共通教育センターで両調査の結果を分析し、データとしては限界のある中で中教審の「学士力」を基準としたそれぞれの教育課程の特色を明らかにした。この分析・評価結果自体は学部・学科の教育課程や教授内容の改善に即座に活用するには至らず、その課題は学科の目的・学位授与方針・教育課程編成方針の見直しと再策定の取組(教育課程編成方針の明確化の項に記載)やeポートフォリオ構築における平成25年度の学科カリキュラムマップ策定の取組に引き継ぐことになった。【資料2-2-9】

文部科学省・平成24年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択されたeポートフォリオ導入事業(事業名称「学生の主体的学びを目指したeポートフォリオによる学修の可視化」として、平成24(2012)年11月に、「私立大学教育研究活性化・eポートフォリオプロジェクト」を立ち上げ、構築するeポートフォリオ・システムの内容について研究・検討を行った。この中では、「志學館大学教育改革基本方針」に基づき平成22(2010)年度から実施してきた諸取組(Freshman 教養力向上作戦・人間力養成ポイント制度・キャリアデザインシート・皆資格高資格等)が、組織的な取組としては不十分であったことや、それら諸取組で把握する学生情報を教職員間で共有し指導に活かす仕組みも不十分であったことへの反省から、本学の実態に対応して授業内外における教育内容・方法の改善を進めるための組織体制の要として活用できるようなeポートフォリオ・システムを検討している。平成25(2013)年度後期からの本格的稼働を目指している。【資料2-2-10】

##### 5) 単位制度の実質を保つための工夫

平成24(2012)年度のシラバスから、授業の「事前学習」及び「事後学習」の欄を設けて、科目ごとに教室外学習の指示を明示している。しかし、学生のより主体的な教室外学習を奨励し定着させるためには、教員側の組織的一体的な取組が必要である。平成24(2012)年度秋に実施した「学習への取り組みに関する調査」(在学生対象)では、48%の学生が「講義の予習・復習、宿題・課題等」に費やした時間が1週間で1時間未満(0時間を含む)である。また、「講義時間外の学習」への取組状況は全体的に低い得点であった。【資料2-2-11】

履修科目の登録の上限数(学則第21条の2)については、両学部共に「1 Semester 10科目。ただし、スポーツ&エクササイズA及びスポーツ&エクササイズB、キャリア形成科目、集中講義科目・卒業要件単位に参入されない科目は除外」としている。履修科目の登録の上限制度は、新入生オリエンテーションやその後の在学生への修学指導を通じて趣旨を浸透させ、遵守させている。【資料2-2-12、13】

また、平成24(2012)年度からGPAスコアの高い学生に対する履修科目上限数引上制度を実施し、学生に配付する成績表に表記している。GPA3.5以上の学生は3科目増、3.3~3.49の学生は2科目増が可能であり、学務委員会で対象学生ごとに個別に判定し承認する方法を取っている。

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育方法の工夫及び教室外学習の指示等の取組においては、外枠として講義要項への記載は導入したが、内容や方法及び「本気で学生に行わせる」という点では教員まかせの面が存在する。大学としての教育の組織性・体系性を確保しつつ教員の自発的で自由な教育方法の展開を奨励していくためには、「組織性体系性が求められる領域」に対する取組の徹底と一貫性の保持、及び「教員の自発的で自由な教育活動が求められる領域」における教員相互の経験交流と相互援助等の場と機会の意識的な構築が必要である。後者の領域に関しては、FD 推進委員会のリーダーシップによる FD 活動の一層の強化を図っていく。

「志學館大学 Freshman 教養力向上作戦」における FK テストや読書課題の取組は、本学の教養教育の特色であるが、教員の中での姿勢の「温度差」が取組の不徹底や曖昧さをもたらすとすれば、学生に望ましくない影響を及ぼしかねない。全学的で組織的な取組を持続するために、受験者数の少ない学部・学科の教員組織に対するテコ入れ・各種資格取得講座担当教員や進路支援センターの協力による受験の動機づけ強化などを行う予定である。

## 2-3 学修及び授業の支援

### 《2-3 の視点》

#### 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

##### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

##### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生に対する学修支援については、組織として学習支援センターをおいているほか、各教員が学生の質問等を受けるオフィスアワーを設けており、学習支援センターと各指導教員が連携してあたるのが全学的に確認されている。

平成 24(2012)年度の学習支援センター室利用者数は、のべ 1161 人であった。ただこのうちの 97% (1127 人) は当センター室で行われた英語道場及び平成 24(2012)年度よりスタートした英語リセット道場に参加した学生であり、教科・修学指導や自習の利用者はそれほど多くはなかった。

平成 22(2010)年度より改革推進会議において、中途退学者に対する対策について継続的に議論し、平成 23(2011)年度に対策案をまとめた。【資料 2-3-1】 平成 24(2012)年度もこの方針に基づき学生の修学指導、退学防止対策がなされている。平成 23(2011)年度には学習支援センターにおいて卒業困難学生の進路変更勧告も含めた「修学期間を超えて在学している留年者への対応指針」をまとめ、学務委員会で審議の後、教授会で報告した。【資料 2-3-2】 また平成 24(2012)年度からは各教職員個人が気になる学生の情報（状況）をセンターに集約する「気づきメモ」の制度も導入した。【資料 2-3-3】 さらに各学年の標準単位数未修得の学生、出席状況不良学生、「気づきメモ」により申告された学生等に修学



支援アドバイザー及び学務課職員による学修指導の面談を行っている。平成 24(2012)年度の総面談学生数は 220 人であった。このほか希望する在學生にピアサポートのための学生アドバイザーを依頼している（平成 24(2012)年度は 5 人）。障害を持っている学生への学修支援として、当該学生の状況を把握し、必要な配慮（資料の文字を拡大するなど）について履修科目担当者に連絡をしている。

近年の退学者数は鹿児島キャンパス移転後在學生が増えたことを考えれば、比率的には減少傾向にあると言える。《エビデンス集（データ編）【表 2-4】》。これらは学習支援センターを中心とした学生の学修指導が功を奏してきたとも評価できるが、一方でそうした学修指導の中で学修困難な学生には、単に学修面のみならず生活面や心理的側面も含めたトータルサポートの必要性が明らかになってきた。

外国人留学生に対して日本人学生のチューターが学修支援をする留学生チューターについては、平成 24(2012)年度は 4 人の留学生に対し、4 人の学生がチューターとして支援に当たった。

TA(Teaching Assistant)については、平成 24(2012)年度は心理臨床学研究科修士課程の 15 人の大学院生が TA として心理臨床学科専門科目のうち 4 科目（心理検査法Ⅰ、心理検査法Ⅱ、心理学測定法、特殊研究Ⅲ）で授業支援を行った。

学生の正課外学修の支援としては、これまでも法学研究会や英語道場などで教員が学生の正課外学修のサポートを行ってきたが（法学研究会等の実績については基準項目 2-5 で示す）、平成 24(2012)年度には英語を苦手としている学生のために新たに「英語リセット道場」を授業時間外に開設した。また、平成 23(2011)年度より学生の資格取得を推奨する意味で一部の資格等を取得した者に対して報奨金を出している。平成 24(2012)年度は行政書士試験合格者 1 人、宅地建物取扱主任者資格試験合格者 15 人及び地方公共団体職員採用試験（大卒程度）合格者 4 人にこれが適用された。

学生の学修に関する意見・要望については、各期末に行われる授業評価アンケート、意見箱（基準項目 2-7 で詳述）のほか、FD 委員会主催で希望学生に対して各期 1 回「ランチ懇談会」と称して授業等に関する意見を聞く機会を設けている。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

上記のように学修支援については、体制を整え実際に機能してきたと言えるが、一方で課題も見えてきた。改革推進会議及び学習支援センター運営会議では、学生の学修支援、退学防止に関する議論において、学修面を含む学生に対するトータルサポートの必要性が確認された。そこで、平成 25(2013)年度より学長をトップとする「学生支援会議」及びこれまでの学習支援センター機能を拡充させた「学生支援センター」を設置することになった（基準項目 2-7 も参照）。【資料 2-3-4、5】

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 《2-4 の視点》

#### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 単位認定・卒業認定等の基準とその適用

本学の卒業要件は「4年以上在学・124単位以上の修得」（学則第48条第1項）、及び「学部ごとの共通教育科目と専門教育科目の単位配分」に沿った単位取得（履修規程第3条第1項）である。単位認定の基準については、履修規程で「全受講時数の3分の2以上の出席」（履修規程第12条）及び「試験成績60点以上」（同・第16条）と定めている。個々の授業科目の成績評価基準は、講義要項における各科目の「成績評価方法と基準」の欄で明示している。

卒業認定の審査は以下の手続きで行う。まず学部教務委員会が、学則第48条第1項に基づき「4年以上在学」した学生一人ひとりの単位取得状況について、履修規程による所属学科の履修と単位配分の条件を満たして124単位以上の修得がなされているかどうかを点検する。条件を満たしている場合は、学則第49条に基づき、学部教授会に卒業認定の提案を行い、そこでの議を経て、学長が卒業を認定する。

科目毎の単位認定基準は講義要項の「成績評価方法と基準」欄に記載している。前期・後期ごとの各課目の成績評価結果は、定期試験結果の発表時に学生に配布される。学生は成績評価に異議あるときは、「成績に関する質疑書」を学務課に提出し、科目担当教員に説明を求めることができる。質疑書が提出された場合、教員は回答・説明しなければならない。【資料2-4-1】

2) 学位授与方針の改訂

平成22(2010)年度自己点検評価では、本学の卒業認定に関する当時の基本的方針「志學館大学のディプロマ・ポリシー」について、履修規程との不整合を指摘した。すなわち、「志學館大学のディプロマ・ポリシー」は、単位認定では成績評価以外の要素（自主性や実践力、問題解決能力、コミュニケーション能力等）も重要としつつ、「所定の単位を修得した者」に「学士の学位を授与する」と定めていた。他方で、履修規程における科目の単位認定の基準は「全受講時数の3分の2以上の出席」及び「試験成績60点以上」であり、試験成績以外の要素の評価基準は示していない。科目担当教員の裁量によるところが大きい「自主性や実践力、問題解決能力、コミュニケーション能力等」の要素は試験成績には含まれるか否か、が不分明であった。この結果、本学では単位認定基準だけでなく卒業認定基準も明確であるとは言えないということであった。これは、暗黙裡に「学生の自主性や実践力、問題解決能力、コミュニケーション能力等」を、教育課程で身につけさせる能力とは別の文脈に置いていることから生じた矛盾であった。

全学で1本の「志學館大学のディプロマ・ポリシー」については、上述の不整合の他にも、3ポリシーを大学教育改革と教育の質保証システムの基軸とするという要請に応えることができないという難点があった。そこで平成24(2012)年度に、基準項目2-2で記述したように（「教育課程編成方針の明確化」参照）、学科を基礎とした全学的な見直し作業を行い、学科ごとに定式化した「学士課程教育で身につけさせる能力」を踏まえた「学位授

与方針」を策定した。策定作業においては、個別科目の単位認定の積み上げが、学部・学科の「目的・目標」を踏まえた卒業認定のベースとなるように留意し、「学生の自主性や実践力、問題解決能力、コミュニケーション能力等」も学科ごとの教育課程での教育を通じて育成されるべきものと位置づけた。これにより、単位認定や卒業要件に関する規定の整合性は確保された。新しい「学科の学位授与方針」は、学科の教育課程を通じて「身につけさせる能力」を個別科目が有機的に連結して担うという観点から策定しており、履修規程とも整合している。【資料 2-4-2】

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

成績評価、単位認定及び卒業認定（学位授与）の一貫性を確保し、志學館大学の「人間力」を身につけて卒業させるために、平成 24(2012)年度に取り組んだ学科単位の「学位授与方針・教育課程編成方針」策定は、本学の教育の質保証のために重要な一歩となった。今後は、カリキュラム・デザイン改革をさらに進めるために、①学科教育で「身につけさせる能力」を評価する各指標と基準の策定、②学科教育課程と個別科目を連結させカリキュラムマップ化に発展させる必要がある。これについては、「e ポートフォリオ」の構築・活用と連動しながら、進めていく予定である。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 《2-5 の視点》

#### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生の社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備として、まず正課の教育課程においては、共通教育科目のキャリア形成科目群（「インターンシップ」を含む）によって 1 年次から 3 年次まで段階的にキャリア教育を行うシステムをとっている。《エビデンス集（データ編）【表 2-5】》 キャリア形成科目群の科目はすべて選択科目だが、両学部とも 2 単位以上の取得を卒業要件としており、また各期の履修登録単位数の上限の単位数に含めない例外科目として学生に受講することを推奨している。

教育課程外においては、進路支援センターを中心に、就職情報提供、個別面談、保護者面談、進路ガイダンス、学内企業ガイダンス、模擬面接会（地元ロータリークラブによる）、保護者対象進路説明会などを行っている。おもに 3 年生を対象にした進路ガイダンスは平成 24(2012)年度は年間 21 回行った。進路ガイダンス最終回に行われた学内企業ガイダンスは 52 の企業の参加があり、学生の参加は 165 人であった。

教育課程内外のこれらの取組みの結果、平成 24(2012)年度卒業生の就職率は 92.9%（平成 25(2013)年 4 月 1 日現在）であった。《エビデンス集（データ編）【表 2-10】》 この数字は鹿児島県内大学卒業予定者の内定率 90.2%（鹿児島労働局発表 平成 25(2013)年 3

月末現在)を上回っており、このことは本学における社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備され、適切に運営された成果として評価できる。

このほか進路支援センターでは、おもに法学部教員との協働で資格取得等を目指す学生サークル法学研究会及びビジネスアカデミーのサポートとして各種試験対策講座を開いている。平成24(2012)年度における結果は、下表【表2-5-A】のとおりである。

【表2-5-A】 平成24年度資格等試験対策講座の実績

	受講者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)
宅建試験対策講座	50	15	30.0
行政書士試験対策講座	7	1	14.3
ロースクール受験 対策講座	4	3	75.0
社会保険労務士試験 対策講座	2	0	0
FP技能士試験 対策講座	2級 4 3級 23	2級 2 3級 19	2級 50.0 3級 82.6
公務員試験 対策講座*	30	6	20.0
裁判所事務補佐官 試験対策講座	2	0	0

\*公務員試験対策講座は外部事業者に委託した有料講座である。

先に記したように、学生の就職率については高い数値があがっており、本学におけるキャリア支援の体制が整備されており適切に運営された成果として評価できる。しかしながら、一方で直接指導に当たっている進路支援センター教職員からは、就職活動に向かう本学学生の基礎学力の低さも指摘されている。また、キャンパス移転後増加した学生に対する進路指導が、今の体制のままで適切に運営可能かどうかといった懸念もあり、平成24(2012)年9月の教職員合同研修会において学生の「就業力」向上について全学的に議論を行った。【資料2-5-1】

### (3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

今後も学生に対する社会的・職業的自立に関する指導のための体制を維持、継続、または必要に応じて見直し、適切に運営していく。また、先に記した教職員合同研修会の議論を踏まえて、改革推進会議において大学教育の中における学生の「就業力の育成」が検討され、以下の諸施策を講ずることが決定された。【資料2-5-2】

- ①学生の「書く能力」の向上のための科目新設
- ②働くことの意味や公共心の必要性などの指導(おもに1年次学生対象)
- ③eポートフォリオの活用
- ③ 導教員によるエントリーシートの指導(おもに3年次学生対象)

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 《2-6の視点》

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

#### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

##### (1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

##### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、学士力の質保証と教育目的の推進を目的として、「教育改革基本方針」（平成23(2011)年度より施行）に基づき、様々な取組を継続して実施してきた。基礎学力の質保証にむけては、「Freshman Knowledgeテスト」、学士力（人間力）の保証に向けては、「人間力養成ポイント制度」を取り入れている。前者については、基準2-2で既述のように、全学学生の受験に至っていないこともあり検討を要する部分がある。後者については、現行は指導教員が記入用紙紙を保管して指導の際に記入する方法をとっているが、導入して日も浅いこともあり、人間力の全学的な修得状況をチェックする実効的な仕組みは設けていない。

平成22(2010)年度より導入したGPAについては、平成23(2011)年度より成績原簿に数値を記載できるようシステムの調整を行ったことで、教育目的達成状況の把握を容易にし、学生自身による学修姿勢に対する自覚と反省を促す効果を発揮することが期待される。GPAの高い学生は「学長褒賞制度に基づく成績優秀者（学業）」の対象となり、4月の入学式後に行われる新入生オリエンテーションの際に表彰式を行っている。

学生の授業に対する満足度や参加態度については、FD活動（基準項目2-8で後述）において実施している「学生による授業についてのアンケート調査」（以下「授業評価」という。）により把握している。平成22(2010)年度からは、従来紙ベースでの配付および集計だったものを集計作業の迅速化とコスト削減のため、Web上でのアンケート入力に切り替えを図った。さらに、平成24(2014)年度からは当該科目の予習や復習に充てた時間数を質問項目として増設した。Web上でのアンケートフォームの利用には、必要に応じて質問項目の増減が容易にできる利点があり、今後の教育目標の達成における精緻なデータ収集が期待できる。【資料2-6-1】

評価結果のフィードバックについては、教養科目（講義・演習）、外国語科目（講義・演習）、専門科目（講義・演習）、その他（講義・演習）に区分して、当該区分内における、評価対象科目の個別質問の集計値と平均値との相違をグラフ化して評価科目の担当教員に配布していた。平成24(2012)年度前期からは、フィードバックの迅速化を目的に集計結果をWebで閲覧可能とした。集計結果の閲覧後は「フィードバック・コメント」の提出が義務付けられ、評価結果の受けとめや教育改善に向けての工夫等を記入することによる、教育改善プロセスが回っていることは評価できるが、提出率が低い現状がある。

なお、平成24(2012)年度の私立大学教育研究活性化整備事業から、「学生の主体的学びを目指したeポートフォリオによる学修の可視化」プログラムの補助を受けることとなった。これにより、学生自身による主体的学びを形成するシステムの導入が可能となる。平

成 25(2013)年度後期からの稼働を目指して、同年前期より、学科やコースにおける教育課程における学修上の目標を精緻化した科目マトリクスの作成といった教育内容・方法を明確化する検討を行っている。

本学の教育課程を履修して取得可能な資格取得状況については、下表【表2-6-A】の通りである。先に述べた「教育改革基本方針」では、学士力を保証する教育のために、最低でも1つの免許・資格等を取得すること（「皆資格」）、より高次の免許・資格等を取得すること（「高資格」）を目標として、オリエンテーションなどの場で、折りに触れて学生に周知している。表からは著しい増減は見られないが、このような目標が学生に一定程度共有されていることは示されている。

【表2-6-A】 免許資格等取得状況

	平 22 (2010) 年度	平 23 (2011) 年度	平 24 (2012) 年度
教免 中 1 種・国語	3	2	4
教免 中 1 種・英語	0	0	1
教免 中 1 種・社会	3	1	10
教免 高 1 種・国語	4	3	6
教免 高 1 種・英語	1	1	1
教免 高 1 種・公民	11	2	15
教免 高 1 種・地歴	7	1	6
社会福祉主事	37	33	38
社会教育主事	2	1	4
学芸員	3	4	8
司書	12	9	9
司書教諭	8	3	8
日本語教員（主専攻・副専攻）	3	2	4

これ以外にも、一般社団法人社会調査協会による認定科目の単位修得により「社会調査士」資格が取得できる。過去3か年の実績としては、平成22(2010)年度7人、平成23(2011)年度3人、平成24(2012)年度2人が資格取得を果たしている。

また、本学では専任教員と自主参加の学生で構成される「法学研究会」や「志學館大学ビジネスアカデミー」といった資格取得のための課外講座が開講されており、本講座を受講した学生の資格取得状況については、基準項目2-5【表2-5-A】で示している。これらの実績も、教育改革基本方針であげられた目標が着実に学生に根付いている証左といえる。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックとしては、先述の「学生による授業評価アンケート」の集計結果を平成23(2011)年度後期より、Webで掲示することにした。これにより、集計の迅速化と随時のモニタリングを可能とした。

【資料2-6-2】

教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けた現状把握としての試みとしては、平成

24(2012)年 10 月に「学習への取り組み方に関する調査」を実施した。本調査は、平成 24(2012)年 8 月の文部科学省中央教育審議会答申に謳われている学士課程教育の質的保証の実態を把握すべく、全学年を対象に正課および課外での学修状況、大学での教育に対する意見・要望の把握等を目的とした質問紙調査である。結果については、平成 25(2013)年 1 月教授会で報告され、全教員間での周知機会が与えられた。結果の詳細については紙幅に限りがあるため概要についてのみ触れておく。

「学習と生活に関する時間消費」については、学年進行に沿って単位修得が順調に進むにつれ大学での学習時間が減少傾向になり、それに比例して授業に関する予習・復習に費やす時間数も短くなっている。卒業研究への取り組みが本格化している 4 年生には「5 時間以上 15 時間未満」という回答も 10%みられるものの、授業のみに縛られない学習への取り組みには一層の働きかけが必要である。さらに、調査結果を受けて、教育目的の達成の結果としてどのように解釈し、教育内容や学習方法の工夫に結びつけていくかについては、科目担当者の努力のみに任せるのではなく、組織的な取り組みを必要とする。【資料 2-6-3】

教育目的の達成や効果測定のための各種調査の必要性は、従前から俎上に載せられてきたが、コストや集計の手間等を勘案して数年に一回程度の頻度でしか行われてこなかったもので、本調査は時間外を含む学修や大学との関わりを把握するエビデンスとして貴重なものと評価できる。今後も、教育改善に資する量的なエビデンスを蓄積する試みを継続的に実施する必要がある。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 23(2011)年度より施行した「教育改革基本方針」に基づき、いくつかの取組を学生に課しているものの、散発的に終わっている現状があるため、それらが学生自身の人間力（学士力）育成に統合的に結びついていくかどうかについての検証が課題である。現在、eポートフォリオの導入において、「教育改革基本方針」に基づく「読書課題」の遂行記録、「FK テスト」受験記録、「人間力養成ポイント制度」、「私のキャリアシート」などを統合的に Web 上で集約するシステムの実現に向けて、平成 25(2013)年度後期の稼働を目標に検討を進めている。これにより学修履歴の一覧が可能となり、学修上の達成結果や未達成の余地についての学生自身による自己評価プロセスが機能し、教育改革の実効性が上がる事が期待できる。この検討には、学部・学科での学修を可視化するための《到達レベルに応じた正課科目のマッピング化》と、教育目的達成のための《教室外における諸活動で身につく能力を規定する作業》も含んでおり、全てが機能することで、前述の学士力育成の検証手段に加えて、課外活動を含めたトータルな質保証策に大きく寄与する。

授業評価アンケートについては、評価結果に対する「フィードバック・コメント」の提出率が低く、科目担当者個人による受け止めの域を出ていないため、仕組みに関する検討を行う。

## 2-7 学生サービス

### 《2-7の視点》

#### 2-7-① 学生生活の安定のための支援

#### 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

##### (1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

##### (2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生サービス及び厚生補導については、学長補佐（学務担当）を委員長とする学務委員会が主に所掌し、学生対応は学務課で行っている。

学生サービスの内容について、まず特待生、奨学生等の経済的支援について述べる。《エビデンス集（データ編）【表 2-13】》 平成 24(2012)年度志學館学園特待生制度の対象者は、1 種（授業料全額免除）、2 種（授業料半額免除）、3 種（授業料 4 分の 1 免除）合わせて 291 人（在学学生全体の 25.8%）であり、このうち経済的理由による者は 86 人（同 7.6%）である。志學館学園奨学金は、各学年 2 人がこれを受けており、平成 24(2012)年度も 1 年生から 2 人の学園奨学生を選抜した。このほか、日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体などの奨学金制度の紹介、受付けを学務課において行っている。平成 24(2012)年度の日本学生支援機構の奨学生は 638 人、地方公共団体、民間育英団体などの奨学金受給者は 29 人であった。留学生に対しては、留学生授業料減免制度のほか、教職員・学生等で組織された「志學館大学留学生交流支援の会」があり、さまざまな生活の支援を行っている。

課外活動への支援については、各サークルの予算は学友会費のほかに本学後援会からの援助があり、部員数や活動実績などをもとに配分されている。《エビデンス集（データ編）【表 2-14】》 平成 24(2012)年度は 35 のサークル・同好会に総計 2071 千円の援助があった。また、おもにスポーツサークルの全国規模大会に出場する際の支援として学内教職員が組織する「志學館大学スポーツ後援会」から平成 24(2012)年度に 4 つのサークルに計 420 千円の援助が行われた。金銭的な支援のほか、学内サークルの活性化、連携強化等を目的として、各サークルの顧問、指導者によるサークル顧問・指導者会議を組織し、また各サークル等の代表を対象としたサークルリーダーズ・トレーニングを毎年実施している。

##### 【資料 2-7-1】

学生の健康管理、心的支援の機関である保健センターの平成 24(2012)年度の利用者数は、保健室 2386 人、学生相談室 166 人であった。《エビデンス集（データ編）【表 2-12】》 なお、これまで学生相談室でのカウンセリングは専任教員が兼任する学内カウンセラー（医師及び臨床心理士）が対応していたが、平成 24(2012)年 12 月より 3 人の非常勤カウンセラー（臨床心理士）にも担当してもらう体制をとっている。

学内におけるハラスメント事案対策として、学内にハラスメント相談員を置き、またハラスメント防止及び具体的な事案があったときの対処策を検討するハラスメント防止委員会がある。平成 23(2011)年度及び平成 24(2012)年度に当委員会が開催される事案はなかった。

学生の学生生活に関する意見・要望については、平成 24(2012)年度に意見箱に投函され



た意見・要望は 13 件であり、その内容について学務委員会及び学務課を中心に検討し、掲示により回答している。学友会によって集約された意見・要望についても同様に対応している。また、鹿児島キャンパス移転後のキャンパス満足度等を調べる目的で平成 23(2011)年度に全学的な学生生活実態調査を行い、キャンパス整備に活用している（新駐輪場の設置等）。【資料 2-7-2】

全体として学生生活の支援体制については改善、整備されてきており、また適切に運営されていると評価できる。

### (3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

基準項目 2-3 にも記したとおり、改革推進会議及び学習支援センター運営会議では、学生の学修支援、退学防止に関する議論において、学修面を含む学生に対するトータルサポートの必要性が確認された。そこで平成 25(2013)年度より、学長をトップとする「学生支援会議」及びこれまでの学習支援センター機能を拡充させた「学生支援センター」を設置することになった。

## 2-8 教員の配置・職能開発等

### 《2-8 の視点》

#### 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

#### 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

#### 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

#### (1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

#### (2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 24(2012)年度の教員配置については、【表 2-8-A】の通りである。

【表 2-8-A】 平成 24 年度教員配置

	人間関係学部			法学部			合 計			総数に 対する比率 (%)	平均年齢 (歳)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
教 授	10	4	14	7	3	10	17	7	24	27.6	58.6
准教授	6	1	7	5	1	6	11	2	13	14.9	44.5
講 師	5	4	9	3	1	4	8	5	13	14.9	41.9
助 教	1	0	1	1	0	1	2	0	2	2.3	30.5
助 手	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1.1	38.0

計	22	10	32	16	5	21	38	15	53	60.9	49.6
---	----	----	----	----	---	----	----	----	----	------	------

教員配置については、大学設置基準に則った定足数を満たすとともに、退職教員の専門領域に欠落がないような人員配置を取っている。あわせて、平成23(2011)年度の自己点検・評価報告でも指摘されていた法ビジネス学科の専門性強化のための教育課程の見直しに伴う人事配置もこれに含まれている。

職位ごとの平均年齢については、教授においては50歳代後半となっており、他の職位との開きが見られる。【資料2-8-1】

教員の採用・昇任の方針は、平成23(2011)年度までは「志學館大学教員選考基準」、「志學館大学人間関係学部教員選考規程」（平成24年3月31日付にて廃止）、「志學館大学法学部教員選考規程」（平成24年3月31日付にて廃止）において規定されていた。しかし、平成20(2008)年度の日本高等教育評価機構による認証評価受審の資料として作成した『自己評価報告書・本編』の「5-2 改善・向上方針（将来計画）」、および『平成23年度 志學館大学 自己点検・評価報告書』基準2の視点2-8にも検討事項として明記されているように、昇任基準を明確に規定した文書が存在しておらず、また前述の両学部の「選考規程」において選考と昇任の内容を併せて規定している点を解消することが懸案とされていた。これらの改善結果として、平成24(2012)年度より、今後の教員採用における基準の共通化と教員の昇任基準の明確化を図るために、学部ごとに設けられていた選考規程は「志學館大学教員採用規程」として、昇任等に関しては「志學館大学教員昇任規程」として、それぞれ新たに規定し同年4月より施行することで、懸案であった昇任に際しての基準の明確化を図った。【資料2-8-2】

教員の資質向上についての取組は組織的に行われており、FD推進委員会が中心となって実施されるものと、大学運営会議の主催で毎年9月にFDとSDに資する機会として設けられた「志學館大学教職員合同研修会」がある。

FD推進委員会によるFD活動は、「学生による授業評価アンケート」（基準項目2-6を参照）、「FD研究会」（基準項目2-2の(2)の4）を参照）及び「授業公開」を主なものとする。

「FD研究会」は、授業方法や工夫、その他FDに資する内容に関する教員相互の情報共有の場として設定され、平成16(2004)年度より前・後期に各1回開催している。研究会の運営については、FD推進委員会で各回におけるテーマを設定し、委員会より報告依頼を受けた教員が報告するという形式で実施している。

「授業公開」制度は、平成19(2007)年度より開始した、教員相互のピアレビュー形式による授業評価である。これは、事前に公開対象科目を掲示にて周知し、参観した教員はフィードバックのためにコメントカードを記入して、授業担当者に提出するという手順で構成される制度であるが、制度自体のルーティン化や提供科目数の関係で参加者が固定化されている懸念もあり、制度枠組自体の検討も必要である。

教員評価については、大学運営会議の下に置かれた「教員評価問題等ワーキング・グループ（学長、学部長、研究科長、事務局長、総務課長で構成）」において6回にわたり検討を行い、その結果が平成25(2013)年2月の改革推進会議で討議され、平成25(2012)年

度に大学運営会議で審議の後、教授会に提案して試行的導入を行い、その実効性を確認することとなった。【資料 2-8-3】

本学の教養教育は、主として共通教育課程において行われている。その実施体制としては、「共通教育センター」がこれを所掌して、毎月 1 回の「共通教育センター運営会議」で定期的に検討作業を行い、組織的に対応している。平成 23(2011)年度より現行の教員編成に基づく開講科目の整理と、放送大学との協定に基づく科目開設(3科目)を実施した。また、科目間での受講学生の多寡を解消するための履修人数の上限設定(原則 150名)および、講義形式によらない能動型学修を旨とする科目の導入(「メディアと情報伝達」といった、教育目的の達成に一層寄与する教育メニューの改善を図った。

### (3) 2-8 の改善・向上方策(将来計画)

授業公開および見学の制度については、毎年度継続して実効性をあげる検討を行っており、平成 25(2013)年度も FD 推進委員会で対象科目数、期間設定についての検討を行う。

教員評価制度については、試行的な実施における諸課題を蓄積して、制度の趣旨、評価項目の妥当性などの検討を行う。

## 2-9 教育環境の整備

### 《2-9 の視点》

#### 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

##### (2) 2-9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備は下表【表 2-9-A】の通りである。【資料 2-9-1】

【表 2-9-A】 校地等、校舎の面積

	区分	専用(m <sup>2</sup> )	共用(m <sup>2</sup> )	共用する 他の学校 等の専用 (m <sup>2</sup> )	計(m <sup>2</sup> )	収容定員 1人当 たりの面積 (m <sup>2</sup> )	設置基準 上必要な 面積(m <sup>2</sup> )	備考(共 用の状況 等)
校地 等	校舎 敷地	5,264.89	-	-	5,264.89	31.25	12,200.00	-
	運動 場用 地	6,186.00	8,484.47	-	14,670.47			短大と共 用
	小計	11,450.89	8,484.47	-	19,935.36			-
	その 他	18,190.43	-	-	18,190.43			-
	合計	29,641.32	8,484.47	-	38,125.79			-

志學館大学

校舎	専用(m <sup>2</sup> )	共用(m <sup>2</sup> )	共用する 他の学校 等の専用 (m <sup>2</sup> )	計(m <sup>2</sup> )	設置基準上必要な面 積(m <sup>2</sup> )	備考(共 用の状況 等)
	14,036.87	-	-	14,036.87	7,933.00	-

平成 23(2011)年に、鹿児島市紫原の現在地に移転する前の隼人キャンパス（霧島市）の校舎が 16,851.3 m<sup>2</sup>であったことと比較して手狭になっている。

教室数では、現キャンパスでは講義室 23 室、演習室 16 室、実験・実習室 2 室で収容人員 2501 人となっているが、移転前のキャンパスでは講義室 25 室、演習室 10 室で収容人員が 3713 人であった。教室数の差は僅かであるが、収容人員はおよそ 3 分の 2 に減少しており、教育上での使用感では不足する面もある。

【表 2-9-B】 現キャンパスと移転前キャンパスの収容人員からみた教室数の比較

現キャンパス（紫原キャンパス）		移転前キャンパス（隼人キャンパス）	
収容人員（人）	室数	収容人員（人）	室数
20 未満、20～30	11	20、30	20
31～50	10	50、60、65	24
51～70	8	100	2
200 超	6	200、230	5
320	1	500	2

【表 2-9-B】によると、隼人キャンパスの収容人員別の室数に幅が見られるのに対して、紫原キャンパスでは収容人数の大小に、やや偏った教室数の分布が見られる。実際の使用において、学期毎に履修決定後に想定した人数と配当された教室に違いが生じて別途配当を工夫するという事態を招いているが、これは収容人数別にみた教室のバリエーションの少なさに起因することである。【資料 2-9-2】

【表 2-9-C】 図書館の整備状況

面積	学生閲覧室の 座席数	開室日数	年間利用実績	開室時間
2,209 m <sup>2</sup>	201	261	学内：46,415 学外：1436	平日：8：30～20：00 土曜：10：00～16：00
図書の冊数 (冊)	定期行物の 種類	視聴覚資料の所 属数(点数)	電子ジャーナル の種類	データベースの契約数
125,363	2,799	2,088	0	4

図書館に関しては、【表 2-9-C】の通り、隼人キャンパスの図書館が面積 2319 m<sup>2</sup>、蔵書数 115,571 冊（以上の数値は平成 20 年度認証評価データ編による）であったことと比較して、面積こそ小さくなったものの、蔵書数は増やしており、移転により狭くなったデメリットを最小限に抑えている。【資料 2-9-3】 加えて開室時間においても、スクールバ

スの発着時刻を念頭に置いていた隼人キャンパス図書館が 9 時から 18 時であったことを考えると、平日は 20 時まで、さらに土曜の常時開室は、人口集中地域への移転メリットを学修環境において十分に提供できていると評価できる。キャンパス移転に伴っては、さらに図書館内に「グループ学習室」を設け、ラーニング・コモンズとしての利用に供している。平成 24 年度の利用状況については、下表【表 2-9-D】の通りである。

【表 2-9-D】 図書館「グループ学習室」利用状況

	利用回数	利用人数	部屋別利用回数		
			1	2	3
4 月	42	176	8	22	12
5 月	50	205	7	22	21
6 月	71	306	15	34	22
7 月	72	300	12	35	25
8 月	25	76	4	13	8
9 月	28	75	5	15	8
10 月	69	244	21	35	13
11 月	48	163	10	23	15
12 月	33	120	4	11	18
1 月	29	137	5	11	13
2 月	11	24	0	8	3
3 月	5	12	1	3	1
計	483	1838	92	232	159

平成24(2012)年度中の利用目的別の利用回数は、「話し合い・打合せ」24回、「勉強会」372回、「ゼミ・授業」34回、「卒論研究」23回、「サークル(図書館サポーターを含む)」20回、「その他」10回となっている。

IT 施設については、第 1 コンピュータ室 45 台(教員用 2 台)、第 2 コンピュータ室 50 台(教員用 1 台)、第 3 コンピュータ室 50 台(教員用 1 台)、第 4 コンピュータ室 15 台、第 5 コンピュータ室 16 台を設置し、各室にレーザープリンタを設置している。第 1 コンピュータ室は CALL 施設も設置しており外国語教育科目に供されている。第 2 と第 3 コンピュータ室はアコーディオンカーテンで仕切られ、連結して使用することができる。加えて生涯学習センターに放送大学科目受講用コンピュータ 7 台とその他学修支援用コンピュータ 3 台、図書館に情報検索、演習用コンピュータ 10 台を設置している。またスマートフォンやタブレット端末、ノートパソコン持参の学生のために無線 LAN をキャンパス内に設置している。【資料 2-9-4】

耐用年数と老朽化が懸念される体育施設については、平成 25(2013)年度より新設の体育施設の建設が決定され、平成 26(2014)年 3 月の利用開始に向けて着工が始められている。耐震については、本館の耐震診断は終了しており、平成 25(2013)年度に学生会館の耐震診断を行い、平成 26(2014)年度事業として、本館・学生会館の耐震補強工事を実施する計画

である。

平成 23(2011)年のキャンパス移転以降、細部の点で学生や学外からの来訪者に対する利便性も考慮した整備を各種実施している。基準項目 2-7 で既述のように、意見箱や学友会総会の機会は施設面の改善についての意見を聴取できる貴重な機会である。寄せられた要望を踏まえて、全学的な利便性の向上に繋がることを優先として、施設環境委員会を中心にキャンパス内における安全性、要整備箇所についての検討を継続して行っている。平成 24(2012)年度の整備内容としては、カフェテリア（食堂）における照明スイッチの回路増設やキャンパス内の車の往来と歩行者の安全性に配慮したカーブミラーの設置などを行った。

バリアフリーについてはエレベータを整備していることと、車椅子での利用に不便がないように本館校舎入口にスロープを設けるなど、利便性に配慮した整備を行っている。

平成 24(2012)年度より共通教育課程でのクラスサイズの大きい科目に対する対応策として、共通教育センターより履修人数の上限を 150 人までに抑制する手段を講じたが、数科目において履修人数を超過した科目があったため、時間割ワーキング・グループとの検討作業において、時間割上の配置で解消を図ることとした。

### (3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

キャンパス移転後 2 年余りが経過し、校地としては狭くなった分を図書館や IT 環境の整備により、教育環境の利便性向上に努めることで、最大限にカバーしてきた。今後も、ハード面の整備については、学生や教職員等各ステークホルダーからの要望を参考にしつつ、継続して進めていく。

共通教育科目のクラスサイズを超過した科目の解消には、平成 25(2013)年度の履修状況を検討しつつ、科目数の増加も含めた検討を引き続き行うことで改善に努める。

## 【基準 2 の自己評価】

紫原キャンパスへの移転以降の 2 年間は、本学の教育研究環境の全面的な変化、受入れ学生数の増加、学生気質の変化や経済・就職環境の変化に伴う学生サービスの進化、及び「志學館大学教育改革基本方針」の実施と中教審「学士課程教育」「質的転換」答申への対応を含むカリキュラム改革など、学修と教授に関わり本学が直面する重要な課題に、組織をあげてハード・ソフトの面から精力的に対応してきた時期であった。この間の集中的で組織的な取組の経験があればこそ、学科を基礎とする学位授与方針や教育課程編成方針の見直し作業を着実にやり、新たなカリキュラム改革に取り組む展望が開けてきたのであり、このことは大きく評価される。

今後の重要な課題として、①どの学部にも潜在的に該当するが、とりわけ法学部法ビジネス学科では、受験者のすそ野をより一層広げて入学者数を安定的に確保するために、戦術的な広報活動だけでなく広報される内容の構築に関わるビジョンを、早急に検討しなければならない。

②新たなカリキュラム改革を中心とする第二次教育改革の推進や教育方法の組織的体系

的な工夫においては、一方では取組の組織性体系性一貫性を保持して成果を上げるための学長・学部長のリーダーシップ、教員間の納得と合意、及び分掌機関相互の有機的連携が不可欠である。他方で、教員の自発的で自由な教育活動の工夫が求められる領域では、教員相互の経験交流と相互援助等の場と機会を意識的に構築していく必要がある。そのためにも学長・学部長のリーダーシップと FD 推進委員会の牽引により、FD 活動の一層の強化を図っていく予定である。

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

#### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

志學館大学の設置者である学校法人志學館学園は、法人の目的を、その建学の精神に基づき、寄附行為第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、時代に即応した堅実にして有為な人間を育成することを目的とする。」として明確に定めている。

また、寄附行為第 16 条第 2 号で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、理事会を最高意思決定機関であるとした上で、理事の業務執行への監督機能も付与しており、経営の規律と誠実性の維持を確保している。【資料 3-1-1】

学校法人志學館学園は、その使命・目的の実現に向けて、理事長の諮問機関である「基本問題会議」において、学園の現状、経営環境等の調査・分析を重ね、平成 22(2010)年 4 月、向う 6 年間の「長期経営計画（2010-2015）」を策定した。

各設置校では、この実現のために 3 年毎の「中期事業計画」、および具体的な年度毎の事業計画を策定の上、中間での検証を繰り返しながら継続的、かつ着実に事業を遂行している。【資料 3-1-2～5】

大学に関しては、法人の「管理及び運営に関する規則」において、学長をはじめとする役職者等の任命並びに大学運営会議・教授会等の設置及び役割について規定しており、規程に基づき円滑な管理がなされている。【資料 3-1-6】

また、学長及び学部長等が適切に業務を遂行するに当って、大学の校務運営に関する重要事項を審議するための全学機関として運営会議があり（学則第 13 条、管理及び運営に関する規則第 50 条）、学部においてはそれぞれの学部の教育研究に関する重要事項を審議する学部教授会がある（学則第 16 条、管理及び運営に関する規則第 49 条）。大学院においては研究科委員会が、その機能を担っている（大学院学則第 8 条）。さらに、学長が主宰する合同教授会を定例的に開催し、学生の身分異動等の審議、運営会議・各種委員会等の報告等を行い、全教員が共通認識を持てるように努めている（学則第 18 条）。

#### 【資料 3-1-7、8】

なお、各事業計画については前述のとおりであるが、平成 24(2012)年度は前半 3 年間の中期事業計画の完成年度であり、大学においては大事業であった志學館大学のキャンパス



移転、「志學館大学教育改革実施案」に沿った「Freshman 教養力向上作戦」等多くの事業が遂行された。それらの結果を受け、後半 3 年間の中期事業計画及び平成 25(2013)年度の事業計画も策定されている。【資料 3-1-9、10】

本学の寄附行為や学則、諸規程は学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令に従って定められており、法人や大学の運営は教職員による法令遵守のもと円滑に行われている。法令等で定める申請や届出については、「学校法人の管理運営等に関する自己点検リスト」により定期的に検証され、適正に行われている。また、関係法令の改正時は、必要に応じて随時「規則等検討委員会」が開催され、学園の諸規程の見直しを行う体制ができています。さらに、学園では教職員の法令順守の観点から「コンプライアンス規程」を定め、それに基づく「コンプライアンス・マニュアル」を全教職員に配布し、意識の醸成を図っている。【資料 3-1-11~14】

#### A. 環境保全への配慮

平成 23(2011)年度のキャンパス移転以来、CO<sub>2</sub>削減及び節電対策として本館廊下の照明は人感センサー方式を導入したほか、廊下・ホール等の蛍光灯を間引きするなど省エネルギーに取り組んでいる。また、夏季の節電対策として 5 月から 10 月まで毎年クールビズを実施するほか、教授会等において電気及び水道の料金・使用量を前年同月対比で報告するなど、省エネに対する意識の醸成を図っている。その他、大学全体でのごみの分別、喫煙所を特定した分煙対策の実施等環境保全への配慮を行っている。【資料 3-1-15】

#### B. 人権への配慮

ハラスメント防止については、「志學館大学ハラスメント防止に関する規程」を定め、「ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメント防止に努めている。個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」を定めており、公益通報については、「内部通報規程」を整備し対応している。研究上の倫理については、「志學館大学における人を対象とする実験・調査・研究に関する倫理委員会規程」に基づき提出された「志學館大学における人を対象とする研究に関する研究審査申請書」について、倫理委員会で研究対象者への倫理的配慮について慎重に審議している。大学の付属施設として設置された心理相談センター及び発達支援センターの利用者に対しても、志學館大学心理相談センター規程・発達支援センター規程の中で守秘義務について定め人権への配慮を行っている。

労働条件については、「学校法人志學館学園就業規則」、「学校法人志學館学園服務規程」、「学校法人志學館学園就業規則・服務規程施行細則」、「契約教職員就業規則」、「契約教職員服務規程」等が定められている。【資料 3-1-16~27】

#### C. 安全への配慮

危機管理面については、「学校法人志學館学園志學館大学危機管理マニュアル」を整備し、教職員に配布して、マニュアルに従い火災、地震等の対応及び事故・事件発生時並びに不審者対応を図っている。また、平成 24(2012)年度には、学生向けに「防災安全の手引き」を作成し配布した。また、防火・防災訓練は毎年 10 月に実施している。AED は、本館保健室前、体育館中入り口、心理棟 2 階受付横の 3 カ所に設置し、教職員及び体育系サークルの学生に対して操作方法及び応急手当に関する講習会も毎年実施してい

る。【資料 3-1-28～30】

教育情報については、平成 22(2010)年 6 月 15 日に学校教育法施行規則が改正され、「大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する」ことが定められた。改正後の同施行規則第 172 条の 2 第 1 項において「大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。」として、公表すべき 9 項目が明示された。これは、平成 23(2011)年 4 月 1 日からの施行を求めるものであったが、本学はホームページに「情報公開」のバナーを設置し、公開する情報を一元化し、求められる教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等を、平成 22(2010)年度から公開している。

財務情報については、私立学校法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 42 号）が公布され、改正後の同法第 47 条において、平成 17(2005)年 4 月 1 日から「毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、請求があった場合にはこれを閲覧しなければならない」とされたところである。本学では、分かり易くホームページ上で公表するとともに、「財務情報等の開示に関する規程」を定め円滑な情報公開に努めている。また、全教職員に対しては、財務状況に詳細な解説をつけた学園広報【決算特別号】を毎年 7 月に発行・交付し、学園の現況を周知している。

なお、学則第 2 条の 2 において、「本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。」と定めている。【資料 3-1-31～33】

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は維持され、使命・目的の実現に向けた経営計画に基づく事業が継続的に遂行されているが、時代の要請に応じて「環境への配慮」や「危機管理」等推進すべき課題もあり、引き続き充実・向上に努める。また、情報公開についても、経営情報の公開という視点に加え、地域社会の要請に応え信頼される教育機関を目指すという視点から、より積極的な情報の発信に努めていく。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園の最高意思決定機関である「理事会」は、5月、10月、3月の定例開催の他、必要

に応じて随時「臨時理事会」を開催することとしている。平成24(2012)年度は平成24(2012)年9月25日、平成25(2013)年2月8日にそれぞれ臨時理事会が開催され、意思決定の機動性が図られている。平成24(2012)年度に行われた5回の理事会の出席率は97.5%であり、良好な出席状況のもと、寄附行為に基づき適切な意思決定が行われている。また、理事会審議事項のうち特定の事項については、理事長が予め「評議員会」に諮問し意見を聞くなど、経営の透明性確保と多様な意見を踏まえた戦略的意思決定が図られている。

「理事会」における機動的・戦略的意思決定のために、大学、短大両学長を含む常勤理事5名で構成する「常務会」を設置し、監事も出席の上で学園及び各設置校の重要事項について速やかな意思決定ができる体制を構築しており、その機能を十分発揮している。さらに、寄附行為第17条で「重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。」として、理事会権限委任による業務決定の機動性も確保されている。理事会で決定された事項については、「管理及び運営に関する規則」に基づき、適切に執行されている。

なお、理事は寄附行為の選任規定に基づき、学内の出身者に偏らず、社会経験が豊かな学識経験者を加え構成されており、適切に機能している。【資料 3-2-1～5】

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

定例の理事会に加え臨時理事会の開催やほぼ毎月開催される常務会により戦略的意思決定の機動性は確保されており、引き続きこの体制を維持していくことで、使命・目的の達成に努める。

## 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

### 《3-3 の視点》

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の意思決定組織は、「教育研究に関わる学内の意思決定機関の概要図」に示すとおりであり、その権限と責任はそれぞれの組織に関する諸規程に明示されている。【資料 3-3-1】各組織は適切な規模、構成を有して整備されており、学長のもとに全体的に統合されている。

大学全体に関わる意思決定機関として運営会議を置いているほか、両学部合同の教授会及び研究科委員会を定例化している。

運営会議は、学長・学部長・研究科長・図書館長・学長補佐・事務局長に平成 24(2012)年度から事務局の課長相当職を正規構成員として加え、大学の使命・目的に沿って、教育・

研究の基本方針、学則等規則の制定・改廃、学部・学科の設置及び改廃等、大学の運営に関する重要事項について審議している。学部教授会では、学部の教育・研究に関する重要な規則の制定改廃、教育課程に関する事項、試験及び単位の認定、学生の身分・賞罰、教員の選考等について審議する。合同教授会では、学部教授会の審議事項のうち、特に学長が必要と認めた事項について審議するとともに、運営会議及び全学的諸委員会等の報告が行われ教職員の意思の統一が図られている。大学院の研究科委員会は、学部教授会とほぼ同様の事項を扱う。このように、それぞれの会議体が意思決定プロセスにおいて適切に役割を果たしている。

また、改革推進会議、各種委員会などは、両学部を横断する形で重層的に構成しており、組織相互の適切な連携及び意思疎通が保たれるようになっている。事務局、学生支援体制、学生募集体制等も全学一本化しており、いずれも小規模大学ならではの濃密な人的交流がその基盤を形成している。この点が、本学の教育研究組織の特色といえる。【資料 3-3-2～7】

学長は、大学を代表し、理事会で定められた方針に従って、教育・研究に関する管理・運営の業務を統括するとともに、校務を掌り所属職員を指揮監督すると定められている(管理及び運営に関する規則第 33 条第 3 項、志學館大学学則第 10 条)。

それらをもとに、学長は大学の意思決定における最高責任者として、運営会議、合同教授会及び改革推進会議を主催しリーダーシップを発揮するとともに、法人の理事会(「寄附行為」第 16 条)、常務会(「管理運営に関する規則」第 18 条)及び理事長懇談会(同規則第 18 条の 2)の構成員として法人と大学の意思疎通を図り、円滑な業務遂行に努めている。

また、学長が責任を持って大学運営を行い、業務執行を進めていく上で必要な企画や意見調整を行うために、学部長、大学院研究科長、図書館長のほかに、学務及び入試広報担当の学長補佐 2 名を置いている。【資料 3-3-8～10】

### (3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

大学の意思決定の仕組みについては、現行の体制のもとで意思決定の明確性や迅速さは実現されており、学長は適切にリーダーシップを発揮している。今後も現行の運営を維持し、社会の変化等に伴い発生する諸課題に的確に対応していく。

## 3-4 コミュニケーションとガバナンス

### 《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

### (1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

## (2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人と大学及び教学部門と管理部門間の意思疎通を図り、円滑な運営を行うために、前記の理事会・評議員会・常務会以外にも、法人として以下の会議体を設けている。

「理事長懇談会」は、理事長主宰で、大学及び短大の学長・事務局長、中高等部校長並びに法人本部の事務局長・総務部長・企画広報部長で構成し、ほぼ毎月1回開催している。学園の運営や各設置校の将来計画等について議論し、法人及び各設置校の意思決定に反映させるとともに、理事長の円滑な学園の運営を支えている。そのほか、年1回開催の「設置学校長会」、毎月開催される「事務局連絡会」などが主なものである。【資料3-4-1～3】

大学と法人の関係については、学長が法人の理事及び評議員に、事務局長が評議員に選任され、理事会、評議員会へ出席している。また、前記の会議体へは学長及び事務局長がそれぞれ出席し、学生募集、人事、予算等の重要課題について、運営会議及び教授会等の審議を踏まえつつ積極的に意見を述べ協議している。また法人の諸会議の内容については、学長が運営会議及び合同教授会で報告するとともに、事務局長が課長会議及び事務職員定例会議で報告し、全教職員に周知している。【資料3-4-4】

一方、理事長、副理事長及び法人事務局長は年度当初の合同教授会に出席し、所信及び当年度の運営方針について説明し意見交換をするほか、運営会議等に副理事長及び法人本部企画広報部長が出席している。これは、法人本部が大学の関係部署と連携し、経営と教学双方の視点から企画立案に当るよう配慮したものである。【資料3-4-5～7】

志學館学園では、寄附行為に基づき法人の業務や財産の監査等の職務を行う監事を2名選任している。監事は法人に対して監事監査を行う他、ほぼ毎月開催される常務会をはじめ理事会及び評議員会へも必ず出席し、監査結果の報告や意見を述べるなど、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第15条に規定された監事の職務を適切に執行している。その他、文部科学省主催の学校法人監事研修会へ毎年度参加し、機能向上にも努めている。

また、理事長は学園の運営に幅広い意見を反映するため、理事会に先立ち、寄附行為第21条に掲げる重要な事項について、予め評議員会に諮問している。評議員会は寄附行為第19条に基づき適切に運営され、法人の業務、役員の業務執行に意見を述べるなど有効に機能している。評議員の選任については寄附行為第23条の定めにより適切に行われ、平成24(2012)年度の評議員会への出席状況も100%と良好である。【資料3-4-8、9】

さらに、志學館学園では、各設置校の会計及び一般業務について、不正、過失、無駄等を発見・防止すると共に、業務の改善、合理化を目的とした内部監査制度を整備した。平成24(2012)年度からは独立した内部監査室を設置するなど監査体制の充実を図るとともに、内部監査の実施、監査結果のフィードバックによる業務の改善・効率化の推進を図っている。【資料3-4-10】

志學館学園は平成22(2010)年度から長期経営計画（2010-2015）を推進しており、大学もその経営計画に沿った新たな中期事業計画を策定し、各事業に取り組んだ。経営計画に基づき大学の様々な部署から上げられた課題を改革推進会議で整理し計画案を策定、運営会議で審議決定し、教授会の承認を経て、事業ごとに関連する各種委員会や事務局各課で推進した。今年度の達成状況についても各部署で評価を行い、次年度の計画へ反映させている。

各設置校の事業計画は、法人が3月に「事業計画書」として取りまとめ、その進捗状況については9月の中間報告を経て、年度末に最終報告が行われ、「事業報告書」が作成される。その際、それぞれの時点で理事会及び評議員会へ諮ることとしている。これにより、経営計画及び事業計画に対する相互チェックの役割も果たしている。【資料3-4-11～13】

大学内のリーダーシップとボトムアップのバランスに関しては、それを可能としている会議体として、学長の諮問機関である改革推進会議があげられる。これは運営会議メンバーに各学科の教員等を加えて構成し、原則毎月1回開催している。平成24(2012)年度は、「志學館大学教育改革実施案」の平成23(2011)年度の総括と実施予定項目の確認、学生のトータルサポートを目指す学生支援センターの設置、「就業力育成」に関する事項等が検討され、随時実行に移されている。また、長期経営計画(2010-2015)に基づく大学の中期事業計画は、大学内の様々な部署から上げられた課題を整理し、教授会での意見聴取を経て、運営会議で審議決定し、事業毎に関連する委員会や事務局各課にて推進したものである。3年間の中期事業計画を1年毎の事業計画に落とし込み、達成状況を各部署で年2回(中間・最終)評価し、次年度の計画へ反映させている。【資料3-4-14～16】

### (3) 3-4の改善・向上方策(将来計画)

志學館学園においては、法人の理事会・常務会・理事長懇談会や大学の各種会議等を通じて、法人と大学のコミュニケーションは円滑に図られ、ガバナンスも適切に機能している。また、三様監査の確実な実施に加え、内部監査制度の充実を図ることにより、その機能性向上に取り組む。

さらに、長期経営計画(2010-2015)に基づく中期事業計画は、平成22年度から3年間の計画が終了し、その達成状況を踏まえた次期3年間の中期事業計画が策定されており、今後はその計画に沿って事業を推進していく。

## 3-5 業務執行体制の機能性

### 《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

#### (2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

学園本部の組織編制は総務部、企画広報部、経理部、管財部、監査室の5部署で組織され、業務の分掌は以下のとおりである。

総務部は理事会・評議員会、学園全体の人事、労務、庶務、人材育成・研修に関するこ

と、各種会議・行事に関すること等を分掌する総務課から成る。

企画広報部は中・長期事業計画、募集・広報活動等に関すること等を分掌する企画広報課から成る。

経理部は、予算及びその執行、決算、補助金・助成金に関すること等の経理全般を、また管財部は、学園の建物、土地など不動産全般に関すること、スクールバスや収益事業に関すること等を分掌する。

監査室は、学園内の内部監査及び外部監査に関すること等を分掌する。

これらの事務分掌は「事務分掌規程」に基づき定められ、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した効果的な業務執行体制を構築している。【資料 3-5-1】

一方、大学の事務組織は、平成 20(2008)年度に事務組織の再編を行い、事務局長の下に総務課、学務課、進路支援課、入試広報課の 4 課体制とした。平成 25(2013)年 5 月 1 日現在の職員数は、正規職員 29 名、契約職員 4 名、パート職員 3 名、臨時職員 2 名である。それらの職員を各課の業務内容及び業務量に応じて、下表【表 3-5-A】のとおり配置している。

【表 3-5-A】 事務職員配置状況

課 名	正規職員	契約職員	パート職員	臨時職員	臨時職員の内容
事務局長	1				
総務課	8	2	2		
学務課	10	1		1	修学支援アドバイザー
進路支援課	4				
入試広報課	4		1	1	募集（沖縄担当）要員
情報基盤センター	1				
心理相談センター	1				
発達支援センター		1			
合 計	29	4	3	2	

業務執行の管理体制については、「大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき適切に処理されている。

しかし、年々多様化する業務に対し、学生支援の面では、平成 23(2011)年度から修学支援アドバイザーを週 2 日雇用し、さらに平成 24(2012)年度からは、学務課員の 1 名を学生相談の専門員として位置づけ学生の修学支援を強化した。平成 25(2013)年度からは、従来の学習支援センターを学生支援センターへ改組し、保健センター及び進路支援センターと連携して学生のトータルサポートを一層推進する体制へ整備すると共に、学生相談室に外部相談員（臨床心理士）を週 8 時間雇用し、学生相談の充実も図っている。また、平成 24(2012)年度には、進路支援課において契約職員を正規職員へ変更し、入試広報課においてもパート職員を採用するなど、業務の多様化に対応した体制整備を適宜行っている。【資料 3-5-2～5】

教職協働を目指す大学内の各種会議・委員会への事務職員の参画については、平成

24(2012)年度から大学の主要会議体である運営会議及び改革推進会議において、課長相当職を陪席から正規委員としたが、その他の委員会等においては陪席にとどまっているのが現状である。正規委員となった会議においては、以前より議論への参加は増えたが、教員と同レベルで企画や発案を行うには今少し時間がかかると思われる。事務職員全体については、業務には真摯に取り組み、業務遂行レベルも高いが、時代の変化に対応した新たな施策を検討するための企画力等について、さらなるスキルアップが求められる。【資料3-5-6】

学園本部においては、理事会で審議可決された事業計画に基づき、事務分掌に沿って各担当が業務を執行し、企画広報課を中心に部課長会等での中間チェックを経て、年度毎に自己評価を実施、事業報告書として理事会に報告を行っている。このPDCAのサイクルを確実に回すことで、業務執行の機能性を確保し、実効性のあるものとしている。大学における意思決定組織は前述のとおりであり、業務の執行は円滑に行われている。

事務職員に関する管理体制の枠組みは、後述の人事考課制度による個人ごとの業務遂行能力面の管理と、事務組織全体の業務執行に関して、定例会（月1回開催、全事務職員が参加）、課長会（隔週開催）、各課の朝礼等により情報の共有及び業務分担の確認を行う機会を設け、組織全体としての管理体制を構築している。

学園本部では、長期経営計画（2010-2015）の中で「個人力の強化」を基本計画の一つに掲げ、毎年度策定する「人事基本方針」において人材育成方針を明示している。本部総務部ではこの方針に従い、事務職員を対象にした学内研修会の実施、学外セミナー等への派遣、自己啓発の推進により職員の意識変革と資質向上に重点的に取り組んでいる。【資料3-5-7～11】

大学でもその方針に従い、平成24(2012)年度に、学園本部主催の「事務職員等全体研修会」及び（株）トヨタ車体研究所を活用した「階層別研修（チャレンジコース）」に事務職員を参加させると共に、大学主催で「教職員合同研修会」を実施した。

このほかに、業務の専門的な説明会も含め外部の研修会へも積極的に参加させており、平成24(2012)年度は26回の研修会へ事務職員が参加した。参加後は、定例会等において研修報告を行い、情報の共有化を図っている。【資料3-5-12、13】

なお、平成24(2012)年度における主要研修会等は、下表【表3-5-B】のとおりである。

【表3-5-B】平成24(2012)年度：主要研修会等

行 事	開催日	参加数	内容等
学園：事務職員等全体研修会	8月28日	23名	メンタル面の問題を抱える学生等への対応等
学園：階層別研修	10月に4日間	22名	仕事の質の向上について
大学：教職員合同研修会	9月12日	全員	就業力の育成等
大学：定例会	毎月第1木曜日	全員	外部研修会報告



また、職員の人事考課を年2回実施しており、直属の上長との育成面接による課題・目標の設定に始まり、日常の指導・助言等を行いながら、最終的には自己評価を経て上長及び事務局長によって人事考課を行うことで効果的な人材育成を図り、その結果を昇格・昇給に反映させている。【資料3-5-14】

さらに、学園本部により整備された自己啓発研修制度では、講座修了者への受講料の補助を行うなど受講を奨励しており、大学では、平成24(2012)年度に26名が受講し、23名が修了、3名が継続中である。【資料3-5-15】

### (3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

各課の所掌業務は円滑に遂行されているが、他大学と比較しシステム化がやや遅れている部分がある。ここ数年、学園設置の情報ネットワーク統括室と連携して、計画的かつ段階的にシステム導入が進められており、今後も継続していく必要がある。

一方、人的課題としては、激しく変化する社会における大学の機能再構築のためには、高度な知識や対応力を有する事務職員の育成が不可欠であり、そのためには長期的視点に立った計画的な「人材育成プログラム」の検討が必要である。

また、事務職員の人事異動実施時期は従来4月であったが、業務遂行体制の円滑な運営を図るために、新規採用・昇任等と連動する4月を一部残し、7月を定例の異動時期と定め、平成25(2013)年度から実施する。

## 3-6 財務基盤と収支

### 《3-6の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

### (1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

### (2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成22(2010)年度に策定された、長期経営計画（2010～2015）では、平成24(2012)年度の帰属収支差額の目標を279,000千円としていたが、決算では427,875千円であった。目標額を大幅に超過して達成したことになる。【表3-6-A】

また、平成23(2011)年10月理事会で承認された「平成24年度予算編成方針」において示された帰属収支差額比率10%以上の目標も12.1%となり、当初の目標を達成した。

#### 【資料3-6-1】

このことにより、大学の教育研究目的を達成するために必要な資金は確保されており、中長期経営計画に基づく財務運営は順調に推移している。【資料3-6-2～4】

【表 3-6-A】

「長期経営計画：平成 24(2012)年度」対「平成 24(2012)年度消費収支決算」比較

(単位：千円)

科 目	長期経営計画①	決 算②	差異②-①
帰属収入合計③	3,221,000	3,530,758	309,758
(内学生生徒等納付金)	2,354,000	2,452,917	98,917
(内補助金)	636,000	781,981	145,981
(内他収入)	231,000	295,860	64,860

消費支出合計④	2,942,000	3,102,883	160,883
(内人件費)	1,948,000	2,010,775	62,775
(内教育研究経費)	694,000	737,486	43,486
(内他支出)	300,000	354,622	54,622
帰属収支差額③-④	279,000	427,875	148,875

本学園は、志學館大学の他に、短期大学、中・高等部、幼稚園（三園）及び保育園を設置している。保育園を除く各設置校の財務については、独立採算制を採用していないため、本学の教育研究目的を達成するために必要な経費は、学園全体で予算策定がなされる。学園の平成 24(2012)年度帰属収入は 3,530,758 千円で、平成 23(2011)年度より 14,014 千円増加した。主な要因は、施設設備補助金獲得による補助金収入増等によるものであった。

消費支出の部合計は 3,102,883 千円で、平成 23(2011)年度より 17,394 千円の減少であった。以下、消費収支の主な増減について説明する。

【収入】学生生徒等納付金は、対前年度比で学園総在籍者数が若干減少し、28,303 千円減額となった。補助金は大学の経常費補助金増加や大学・短大の施設設備に関する補助金等の獲得により 38,475 千円増加した。

【支出】人件費は、教職員の退職者増等に伴い 21,094 千円支出増となった。教育研究経費は大型施設設備投資に伴う減価償却費増による 950 千円支出増と、管理経費は霧島キャンパスにおける固定資産税等の増加により 22,713 千円支出増であった。

この結果、平成 24 (2012) 年度決算の帰属収支差額は 427,875 千円で、平成 23 (2011) 年度の 396,467 千円より 31,408 千円の増益となり、長期経営計画 (2010-2015) の帰属収支差額目標 279,000 千円を大幅に上回る結果となった。下表【表 3-6-B】のとおり、学園の財務は年々着実に向上している。

【表 3-6-B】志學館学園消費収支関係推移表

(単位：千円)

科 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
* 帰属収入合計	3,181,577	3,379,664	3,500,822	3,516,744	3,530,758
(内学生生徒等納付金)	2,229,707	2,291,410	2,384,725	2,481,220	2,452,917
(内補助金)	687,293	754,170	799,793	743,506	781,981

志學館大学

*消費支出合計	3,238,485	3,063,103	3,700,149	3,120,277	3,102,883
(内人件費)	1,946,944	2,021,430	2,600,431	1,989,681	2,010,775
(内教育研究経費)	750,366	751,336	761,812	736,536	737,486
(内管理経費)	225,353	227,925	274,740	301,682	324,395
*帰属収支差額	△56,908	316,561	△199,327	396,467	427,875
人件費比率	61.2%	59.8%	74.3%	56.6%	57.0%
帰属収支差額比率	△1.7%	9.4%	△5.7%	11.3%	12.1%
教育研究経費比率	23.6%	22.2%	21.8%	20.9%	20.9%
管理経費比率	7.1%	6.7%	7.8%	8.6%	9.2%
*減価償却額	306,420	335,123	309,351	338,782	343,596

注① 平成 20 年度消費支出の部合計に、鹿児島女子短期大学建設資金用に売却した資産等の特別損失 264,107 千円含。

注② 平成 22 年度消費支出の部合計に、退職給与引当計上割合 100%組入 582,635 千円及び大学紫原キャンパス校舎一部解体除却処分差額等 24,279 千円含。

【表 3-6-C】のとおり、文部科学省の定量的な経営判断指標（7 区分から 14 区分へ精緻化：平成 24 年改定）に基づく経営状態の区分に従い資産売却差額と資産処分差額を控除すると、平成 24(2012)年度は「A2」の判定で正常状態にあり、本学の教育研究目的を達成するために必要な財務基盤は確立され、収支バランスのとれた運営ができています。【資料 3-6-5】

【表 3-6-C】志學館学園経営判断指標判定表

判定	A1	A2	
	(単位：千円)		
I 教育研究活動のキャッシュフロー (CF)	23 年度	24 年度	
	収入 (A)	3,443,218	3,497,469
	支出 (B)	2,767,162	2,747,370
	$C = A - B$	676,056	750,099
	$C / A$	19.6%	21.4%
	判 定	○	○
II 運用資産と外部負債の関係	23 年度	24 年度	
	運用資産 (D)	1,129,928	1,510,921
	外部負債 (E)	1,626,127	1,499,296
	$F = D - E$	△496,199	11,625
	$C < 0$ 且つ $F > 0$ の時	/	/
	$C > 0$ 且つ $F < 0$ の時	0.7	/

志學館大学

Ⅲ 帰属収支差額（資産 売却差額，資産処分差額 を除く）		23 年度	24 年度
	帰属収入（G）	3,511,322	3,505,352
	消費支出（H）	3,061,392	3,102,883
	$I = G - H$	449,930	402,469
	$I / G$	12.8%	11.5%
	判定	○	○

Ⅲ（24 年度より） 積立率が 100%未満か		23 年度	24 年度
	積立率		23.9%
	判定		×

財政の基盤となる学生生徒園児数については、【表 3-6-D】のとおりである。短大及び大学の移転効果や各幼稚園について教育効果を上げる事業の実施、マーケットリサーチに応じた募集活動及びホームページの充実等の取り組みが功を奏し、平成 20(2008)年度～平成 23(2011)年度は毎年増加の一途を辿っていたが、平成 24(2012)年度は足踏み状態となり、今後より一層少子化が厳しくなる平成 26(2014)年度に向け、更なる学生生徒園児募集の強化に励まなければならない。【資料 3-6-6】

【表 3-6-D】 学園総体学生生徒園児数の推移

(単位：人)

	平 20 年度	平 21 年度	平 22 年度	平 23 年度	平 24 年度
保育園除	2,868	3,003	3,108	3,183	3,174
保育園含	2,903	3,038	3,142	3,228	3,216

前述の定量的な経営判断指標によると、単年度会計において、収支バランスのとれた健全な財務運営を行わなければならない。そのため学園では、これまでも毎年度の予算編成方針で、学生生徒等の募集対策に努力し収入増を図るとともに、消費収支関係比率の中で全国平均に比べ高い人件費比率の改善のための方策を掲げ、実行してきた。平成 14(2002)年度以来、給与の減額改定、昇給停止年齢の設定、定年年齢の切り下げ、定期昇給幅の減額改定、事務職員の人事考課制度導入、鹿児島学芸高校閉校及び同校教員の整理解雇、大学の入学定員の減員と教職員の人員削減を行った。

また積極的な外部資金の獲得に取り組んだ結果、次の特別な補助金等（【表 3-6-E】）を獲得した。【資料 3-6-7】

【表 3-6-E】 補助金等の内訳表

①補助金等

(単位：千円)

番号	補助金等名	所轄官庁名	金額	備考
1	未来経営戦略推進経費補助	文部科学省	100,000	H19年度・H23年度 @20,000

	金			× 5 年間
2	教育研究活性化設備整備事業補助金	文部科学省	15,000	H24 年度
3	環境対応車普及促進事業補助金	経済産業省	100	H24 年度
4	学術機関リポジトリのコンテンツ拡充受託収入	情報・システム研究機構	330	H24 年度

②科学研究費補助金

(単位：千円)

件数 (共同研究含)	金額
5 件	2,483

寄付金については、学園ホームページに寄付金募集用のページを設け、募集を行っている。寄付に係る税の控除については、従来、特定公益増進法人として所得税控除制度のみであったが、平成 23(2011)年 6 月 30 日に施行された租税特別措置法の一部改正により新規に税額控除制度が設けられ、本学園では直ちに文部科学省へ申請し、平成 23(2011)年 12 月 9 日に証明を受けた。【資料 3-6-8】

また、平成 24(2012)年 12 月に学校法人が地方公共団体から税額控除対象法人として包括指定されたことにより、個人県市民税（県 4%、市 6%）も税額控除されることになった。このことにより、寄付者の負担軽減につながる体制がさらに整った。【資料 3-6-9】

平成 22(2010)年度以降の寄付金受入れ状況は、【表 3-6-F】のとおり順調である。

【表 3-6-F】寄付金の推移（学園合計）

(単位：円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
件数（延べ）	36	69	186
受入金額	3,254,168	3,513,240	5,317,502

更に「平成 24(2012)年度予算編成方針」では、各設置校の予算は、単年度会計で収バランスのとれた運営を行うために、当該設置校の帰属収入で消費支出を賄うことを原則とした。これを受け、各設置校が予算額の範囲内の支出に努めたことも、収支バランスのとれた運営に寄与したと言える。

過去 5 年間の学園及び大学単独の消費支出関係比率は、【表 3-6-B】（志學館学園消費収支関係推移表）のとおりである。そのうち平成 23(2011)年度の数値を、「平成 24(2012)年度版今日の私学財政」に記載されている大学法人の全国平均（平成 23 年度）と比較すると、【表 3-6-G】のとおりである。

【表 3-6-G】 財務諸比率の全体平均との比較

区 分	大学法人(医歯系法人を除く)		評 価
	志學館学園	全国平均	
人件費比率	57.0%	54.0%	低い値が良い
教育研究経費比率	20.9%	30.9%	高い値が良い
管理経費比率	9.2%	8.7%	低い値が良い
帰属収支差額比率	12.1%	3.4%	高い値が良い

### (3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

財務基盤の確立は、長期経営計画（2010～2015）を忠実に履行することであり、常にPDCAのCheck（評価）とAct（改善）を繰り返し、教育効果を最大限に上げながら計画を着実に進めていくことが求められる。

平成23(2011)年度の大学移転効果により、大学の入学者は対22(2010)年度111名増加、在籍者全体は対22(2010)年度154名増加し、大学の収支は大幅に改善したが、平成24(2012)年度の入学者数は対前年度64名の減少となった。進む少子化の中で、学園の財務を健全な状態に維持するために、入学者を確保し学生生徒等納付金の増収を図ることに最大の努力を傾注することが使命である。学生生徒園児数の増加は、人件費比率の低下にも寄与する。そのためにも、長期経営計画に掲げた目標の実現に向けて着実に取り組まなければならない。

また、教育研究を充実させるために、各教員に対して科学研究費補助金への申請を一層促すとともに、大学としては、各種補助金等の申請を積極的に行うことが必要である。

## 3-7 会計

### 《3-7の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

##### (2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園の予算は、予算編成方針が毎年度10月に理事会で決定され、3月中旬まで予算策定作業を行い、3月末に評議員会へ諮り理事会で審議可決後、設置校へ予算を示達し新会計年度が始まることになる。

ただし、学校法人会計は予算主義が原則であるが、期中において当初予算策定時に想定できない収入・支出が発生することもあることから、年1回の補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。については平成24(2012)年度計算書類は最終補正予算との

対比で作成した。【資料3-7-1】

会計業務については、本学園経理関係規程及び学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に則り適正な会計処理を実施し、毎会計年度終了後 2 か月以内に、年度決算として資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表）、消費収支計算書（消費収支内訳表）、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表）を作成し、理事会で議決した決算を理事長により評議員会へ報告している。決算処理が完了すると、私立学校法に則り、計算書類等を各事務所へ備え付けるとともに、情報公開としてホームページへの掲載並びに学園教職員へ対して決算に関する財務状況を冊子にして配付している。【資料 3-7-2～5】

なお、会計処理上判断に迷う場合は、契約相手の監査法人、日本私立学校振興・共済事業団、所轄官庁（国・県・市）に相談し解決するようにしている。過去に国・県・市・税務署が実施した監査・検査・調査において、特に指摘を受けたことはない。

また、会計・経理業務については、財務会計システムを構築し、設置校連携の下で正確且つ効率良い事務処理を実施すると同時に、会計事故を未然に防ぐよう策を講じている。

資産運用については、平成 21(2009)年 4 月 1 日から従来あった資産運用規程を整備した。3 月理事会で次年度の資産運用方針を決定し、10 月理事会へ期中報告をしている。なお、3 月理事会では年度報告をしている。【資料 3-7-6～8】 平月においては、経営側へ毎月資産運用状況を報告しており、規程に沿った確実な運用に努めている。

会計監査については、「監査室による内部監査」「監査法人による監査」「監事による監査」を実施している。内部監査室は、従来行われていた会計監査に加え、業務監査まで実施し、内部統制を果たし業務改善へつなげることを目的に、平成 24(2012)年度に設置されたものである。平成 24(2012)年度は 10 月から 11 月にかけて学園内全設置校及び法人本部に直接赴き、実査、立会、確認、質問等により実施したところ、学園内全設置校及び法人本部の運営は、学校法人志學館学園の各種規定に基づいて概ね良好な執行状況であったが、一部について改善・補正が必要であった。この改善・補正については、既に改善報告書にて完了している。【資料 3-7-9、10】

監査法人の監査は、業務が学園内外の法令・規程等に則って行われているかを内部統制の観点から監査を行うリスクアプローチ監査である。監査法人は、監査契約に基づき 5 人の公認会計士で年間延べ日数 50 日間のスケジュールで、法人及び各設置校において各種規程、会計帳簿、証憑書類、理事会の議事録及び現物等を点検するとともに、理事長、監事及び理事等から経営の現状、将来計画、監事監査状況について聴取し、監査を行っている。

監事 2 人は地元経済界の経営者であるが、毎月行われる常務会等において業務内容を聴取し、随時関係書類を閲覧するとともに、監査法人監査の計画、方法及び監査結果の報告を求め、監査法人の監査に立会い、会計帳簿、証憑書類の実査、照合等必要と認められるあらゆる方法を実施し緻密に監査している。また、決算監査最終日に監査法人と監事とのディスカッションを開催し、意見交換を行って行っている。【資料 3-7-2～4】

### (3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、今後も法令及び学園規程を順守し日々業務を遂行する。また情報

公開に当っては、「正しく」「解りやすく」「見やすく」を基本に行っていく。会計監査について、「内部監査」「監査法人監査」「監事監査」においては特に問題となるような事象は発生していないが、業務の透明性及び効率化を更に図っていく。

### 【基準3の自己評価】

大学及びその設置者である法人の管理運営体制は、「寄附行為」及び「管理及び運営に関する規則」並びに関係規定に照らし適正に整備され、かつ、適正に機能している。

法人における「理事会」及び大学における「運営会議」「教授会」等、意思決定の体制や組織は適切な規模、構成を有して整備されている。また、法人と大学及び教学部門と管理部門の連携は密接であり、十分な意思疎通のもとに必要な施策を決定し、円滑な運営を行っている。ただし、教職協働を今後さらに進展させるためには、事務職員の資質向上が求められる。

平成22(2010)年度に策定された長期経営計画(2010-2015)、それに基づく3年間の「中期事業計画」、さらに年度毎の「事業計画」は、各設置校のそれぞれの部署においてPDCAサイクルを回しつつ継続的に事業が遂行され、着実に実績を上げている。

法人の財務状況は、短大及び大学のキャンパス移転が功を奏し、学生・生徒・園児が増加した結果、より強固なものになりつつある。「定量的な経営判断指標」に基づく経営状態の区分では「A2」段階の正常状態にある。しかし、鹿児島県の少子化の進展は全国に比較して早いため、募集対策の強化が引き続き必要である。

会計処理及び会計監査については、学校法人会計基準及び私立学校法に則り適切に行っており問題はない。



## 基準 4. 自己点検・評価

### 4-1 自己点検・評価の適切性

#### 《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

#### (1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

#### (2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の自己点検・評価については、学則で次のように定めている（第2条）。【資料4-1-1】

「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条〔第1条一註〕の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、教育研究の改善に努める。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項について「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。」

本学大学院の自己点検・評価については、大学院学則で次のように定めている（第3条）。

#### 【資料4-1-2】

「大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検及び評価の結果に加え、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき、大学院の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。」

法人には、「自己点検・自己評価に関する規程」（平成4年11月1日から実施、現在の規程は平成11年4月1日施行、以下「法人の点検・評価規程」という。）があり、「基本理念」として次のように定めている（第2条）。【資料4-1-3】

「点検・評価を行うときは、学校教育法に定める大学・短期大学の目的及び設置基準を遵守するとともに、学校法人志學館学園（以下「学園」という。）建学の精神及び各大学の教育理念・教育目標を体するものとする。

2 点検・評価の結果は、各大学の教育環境の充実改善及び教育・研究水準の向上に資するものとする。」

また、自己点検・評価に関する組織としては、理事会のもとに「学園総括点検・評価委員会」が置かれ、大学には「点検・評価委員会」が置かれる（「法人の点検・評価規程」第3条）。

この「法人の点検・評価規程」に基づき、本学では「志學館大学自己点検・自己評価に関する運用規程」（平成4年12月2日施行、現在の規程は平成20年4月1日施行、以下「運用規程」という。）が定められている。【資料4-1-4】 「法人の点検・評価規程」第3条にいうところの本学における「点検・評価委員会」は、運営会議構成員で組織される（「運用規程」第3条第1項）。これが、本学における自己点検・自己評価の統括組織である。自己点検・評価の統括部署を実質的に大学運営会議（以下、本基準では「運営会議」と表記する。）としているのは、自己点検・評価の結果を速やかに教育活動の改善向上に反映させるためである。

なお現在、本学の自己点検・評価の実務は、学長が委嘱する「自己点検・評価プロジェクト」（平成17(2005)年設置）が担当している。毎年行う自己点検・評価の結果については、「自己点検・評価プロジェクト」が報告書の原案を作成し、それを「点検・評価委員会」（運営会議構成員で組織されるので実質は運営会議）で検討し、教授会でパブリックコメントを求め最終的に運営会議で決定したものを法人（理事会のもとに置かれる「学園総括点検・評価委員会」）に提出する、という方式で行っている。また自己点検・評価は、年度ごとに行われている（1年1回）。

本学における本格的な自己点検・評価の取り組みは、平成13(2001)年6月から開始され、平成15(2003)年3月に、A4判総計301ページにも及ぶ大部の『平成11～13年度 志學館大学の現状と課題 自己点検・評価報告書』としてまとめられた。【資料4-1-5】 その後、学外の有識者5名に委嘱して「外部評価委員会」を設置し、この報告書を資料として評価が行われ、『志學館大学外部評価報告書』（平成15(2003)年11月）が作成された。【資料4-1-6】 この報告書には、現在でもなお参考になる指摘や意見等が盛り込まれている。

本学は、平成19(2007)年度以降、学校教育法第109条に定める認証評価機関である日本高等教育評価機構の大学評価基準に沿って点検・評価を行い、平成20(2008)年度には同機構による認証評価を受審し、保留の判定を受けたので、指摘された事項について必要な改善を行い、平成22(2010)年度に再評価を受けた結果、平成23(2011)年3月25日付けで、「機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。認定期間は、平成20(2008)年4月1日から平成27(2015)年3月31日までとなる。【資料4-1-7】 平成26(2014)年度には、再び同機構による認証評価を受審予定である。

このように本学においては、学則をはじめとする諸規程に基づき、適切な体制を整えて、大学の使命・目的に即した自主的、自律的な自己点検・評価を定期的に行っている。学内の自己点検・評価の統括部署を運営会議とするとともに、自己点検・評価の実務を担当す

る「自己点検・評価プロジェクト」には、運営会議を構成する役職者を複数加えるなど、自己点検・評価の結果を教育改善の向上に役立てるための恒常的・機能的体制を構築している。【資料 4-1-8】

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の体制及び周期等については、実務上特段の問題は発生していないことが、平成 22(2010)年度及び平成 23(2011)年度の自己点検・評価において確認されている。

【資料 4-1-9、10】 ただし、平成 25 年度中に、自己点検評価に関する諸規程（「法人の点検・評価規程」及び「運用規程」等）に関し、現状に合わせて見直しを行う（法人のしるべき部署及び運営会議）。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

### 《4-2 の視点》

#### 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

#### 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

#### 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本項目でいう「透明性」とは、出来るだけ主観性を含まない客観的評価、あるいは根拠を明確に示すことが出来る説得力のある評価を意味すると思われる。エビデンスを並べるだけでは評価にならず、評価には当然のことながら評価者の価値観が反映されることを避けることが出来ない。また現実把握のためにエビデンスの質をどこまで高めるかについては、なかなか難しい問題である。例えば、教職員の研修についても、エビデンスは研修の名称、回数、内容の概略を示せばよいのか、その成果についての踏み込んだ調査が必要なのか、もし必要とすればどの程度のものが要求されるのか、といったような問題がある。そういった問題点はあるが、本報告書においては、基準ごとに必要なエビデンスの提示に可能な限り努め、その上で点検・評価を行った。

現状把握のための調査・データの収集と分析に関しては、これまでも各部署の協力を得ることにより、自己点検・評価に必要な限りで、過不足なく行われてきたが、日常的にデータを収集・分析する体制については、十分に満足できる現状とは言い難い。なおこの点に関しては、いわゆる IR の活用も有効な方策のひとつと考えられるので、本学では、平成 22(2010)年度に「IR 室」が開設され、移転後の新キャンパスでは「IR 室」のスペースが設けられるなど、それなりの取り組みを行ってきたところである。【資料 4-2-1】

自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表については、本学における自己点検・評価の結果は、報告書にまとめられて教授会に報告され、また平成 20(2008)年度以降は、

大学ホームページ上でも公開しているので、誠実な対応がなされていると評価している。現在ホームページ上で公開されている報告書は以下の通りである。本報告書も、教授会に報告後、大学ホームページ上で公開する。

**(ア) 学内の自己点検・評価報告書【資料 4-2-2】**

『平成 20 年度志學館大学自己点検評価報告書』（平成 21 年 3 月）

『平成 21 年度志學館大学自己点検評価報告書』（平成 22 年 5 月）

『平成 22 年度志學館大学自己点検評価報告書』（平成 23 年 5 月）

『平成 23 年度志學館大学自己点検評価報告書』（平成 24 年 6 月）

**(イ) 認証機関に提出した自己点検・評価報告書【資料 4-2-3】**

『志學館大学 自己評価報告書・本編 [日本高等教育評価機構] 』

(平成 20(2008) 年 6 月)

『平成 22 年度 大学機関別認証評価 自己評価報告書・本編 (再評価) [日本高等教育評価機構] 』 (平成 22(2010)年 6 月)

**(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)**

本学では、エビデンスに基づいた客観的な自己点検・評価が行われてきたと言えるが、そもそも学内の各部署がデータに基づいて日常業務を行っているか、またその情報が十分に共有されているか、という点に関しては問題がある。したがって、データに基づいて業務を行うということを大学全体の《文化》として浸透させるとともに、さらにデータを必要に応じて円滑に共有できる体制を構築することが、今後の課題である。これまでも年に 1 回行われる自己点検・評価の作業に合わせ、自己点検・評価プロジェクトで情報の収集・分析を行ってきたが、現状把握等のために日常的にデータを集めているかという点に関しては、これまで本格的な検証を行ったことがないので、データのスムーズな共有の問題（及び「IR 室」の望ましい在り方）も含め、今後運営会議で検討を行う。

**4-3 自己点検・評価の有効性**

**《4-3 の視点》**

**4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性**

**(1) 4-3 の自己判定**

基準項目 4-3 を満たしている。

**(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)**

平成 24(2012)年度の自己点検・評価においては、《本学において自己点検・評価の結果がどのように活用されているのか》という問題意識を重視し、前年度の結果が活用されているかどうかを検証するため、平成 23(2011)年度の自己点検・評価報告書に示された改

善・向上方策についての取り組みに焦点を絞って自己点検・評価を行った。これは初の試みであり、賛否両論があったが、結果的には、「改善・向上方策（将来計画）」に提示されたほとんどの項目について、関連する部署が何らかの形で検討を行っており、改善につながったものも少なくないことを確認することができた。【資料 4-3-1】

平成 22(2010)年度の『自己点検・評価報告書』にあるとおり、「改善・向上方策（将来計画）」に記載された項目については、自己点検・評価プロジェクトで整理を行い、改革推進会議でその実施について検討し、運営会議に具申する」という流れで行っている。【資料 4-3-2】 たとえば、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しでは、「自己点検評価での改善向上方策 → 運営会議で確認 → 学長から改革推進会議に諮問 → 推進会議内の WG で検討 → 改革推進会議で確認 → 学長へ答申 → 運営会議 → 教授会」という手順を踏んだ（基準項目 1-3 の(2)の 1-3-③で既述）。

このように、自己点検・評価の結果は、教育研究及び管理の改善に活用されている。すなわち、自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる PDCA サイクルの仕組みは構築されているとすることができる。

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果を活用するための PDCA サイクルの仕組みは整っていると評価できるが、もちろんさまざまな事情により、改善向上方策のすべてが実現できるわけではない。そこで、PDCA サイクルをより有効に機能させるために、大学の点検・評価委員会（実質は運営会議）のリードにより、大学全体として、不断の努力を継続する。また、法人の中期経営計画に基づく大学の事業計画については、その達成度を半期ごとに検証しているところであるが、この事業計画における PDCA サイクルの仕組みと、自己点検・評価の PDCA サイクルの仕組みの関係性について整理し、共通認識を確立しておかなければならない。因みに、平成 25(2013)年度から 27(2015)年度に至る 3 年間の中期事業計画（計画フォーム）では、中期事業計画の「計画項目」ごとに、それに対応する「第三者評価の評価基準」が示された。【資料 4-3-3】 初の試みであるが、これをひとつの手がかりとして、以上 2 つの PDCA サイクルのあり方については、引き続き自己点検・評価プロジェクトで議論するとともに、運営会議でも検討を行うこととする。

### 【基準 4 の自己評価】

本学では、「法人の点検・評価規程」及び同規程に基づく大学の「運用規程」によって、自己点検・評価の体制を自律的に整え、法令で求められる自己点検・評価を誠実に実施してきた。平成 15(2003)年に、最初の包括的な自己点検・評価報告書を取りまとめて外部評価を受けてから、10 年が経過したことになる。この 10 年を回顧すると、平成 23(2011)年の東日本大震災は記憶に新しいところであるが、本学は同年にキャンパスを全面移転して新たなスタートを切ることとなった。またその間、高等教育の在り方をめぐって各界でさまざまな議論が活発に行われており、中央教育審議会からは幾つもの重要な答申が示されている。もちろん、文部科学大臣に認証を受けた機関による大学評価（認証評価）が制

度化されるという画期的な出来事を見逃すことは出来ない。

「時代に即応する」ということは、本学伝統の建学の精神であり、自己点検・評価をはじめ、適宜教育・研究の見直しを行ってきた。今後も、自己点検・評価の PDCA サイクルをさらに充実させることによって、より一層教育・研究の改善・向上に努めてゆく。具体的には、「志學館大学教育改革基本方針」及び「志學館大学教育改革実施案」、並びに新たに策定される「第二次教育改革」に全学あげて取り組むことになる。これについては、学長が『年頭所感』（平成 25 年 1 月 4 日）を発して、今後の方向性を示した点を評価したい。

学校教育法第 109 条に定められているとおり、自己点検・評価を適切かつ誠実に行うことは、大学の基本的責務である。また自己点検・評価の目的は、あくまでも大学の教育研究水準を向上させることにある。すなわち、大学の設置者及び教育研究に直接携わる教職員は、本学の教育研究水準が向上したかどうか、という点を常時意識しながら、それぞれの職責を果たしてゆくことが求められる。優れた学生を育成・輩出することが大学の存在意義及び使命の一つであることを、あらためて確認する次第である。

#### Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域貢献

###### A-1 地域貢献の実施体制

###### 《A-1 の視点》

###### A-1-① 組織の種類や人員の配置

###### A-1-② 事業内容の決定や運営の体制

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

志學館大学はこれまでに、大学としての専門性を活かした地域貢献活動を組織的に行う部局として、生涯学習センター、心理相談センター、発達支援センターの3機関を設置し、各種の事業を展開してきた。また大学図書館も、地域への施設開放や所蔵文献の貸し出しなどを通じて地域貢献活動に取り組んでいる。

平成 11(1999)年 11 月に鹿児島県内の大学で初めて設置された生涯学習センターは、大学の教育機能を広く地域に開放して地域社会の学習ニーズに応え、また生涯学習に関する研究を行うことで地域の生涯学習の推進に資することを目的としている。同センターは、センター長、センター推進員、事務局総務課長、事務職員からなり、平成 24(2012)年度はセンター長を法学部の教授が兼務し、センター推進員は、人間関係学部と法学部の計 10 名の教員が学長任命により兼務した。また両学部の教員は、同センターによる企画立案のもとで、通常の講義を地域にも公開する共修講座を提供しているほか、同センター主催の公開講座などの講師を務めている。同センターの事業内容は、学則などに基づき定められた志學館大学生涯学習センター規程により、センター長とセンター推進員で構成されるセンター会議によって決定されている。同規程は、センター長の推進員に対するリーダーシップを認める一方で、事業の企画立案等についてはセンター会議で行うとしており、事業内容の決定にあたっては一面的な判断に陥らず、多様な観点から課題や問題点等を汲み上げ、検討する仕組みとなっている。平成 24(2012)年度は、計 6 回のセンター会議が開かれ、各事業の日程や内容を決定し、センター推進員の事務分掌などが協議された。【資料 A-1-1】

心理相談センターは、平成 12(2000)年 6 月の大学院設置準備委員会の設置と同時期に開設された心理相談室を改組する形で、平成 16(2004)年 4 月に設置された。平成 17(2005)年 4 月に大学院心理臨床学研究科が開設されたことにより、現在、大学院生の実習機関としての機能も果たしている。学則などに基づき定められた志學館大学心理相談センター規程によると、地域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康の維持と促進を援助することを目的とし、あわせて学生の臨床実習や、教員並びに地域の学外者の研究、研修の場を提供することも目的としている。具体的には一般の学内外者（本学学生を除く）を対象とした心理相談活動のほか、地域の臨床現場に従事する方々に対するコンサルテーション等の援助、研修の場の提供などを主な業務としている。同センターは、センター長、主任、

相談員、委託相談員、事務職員、顧問からなり、センター長と主任は、大学院心理臨床学研究科の教授がそれぞれ兼任している。相談員については、平成 24(2012)年度は同研究科の教員 9 名と臨床心理士の資格を持つ同センター事務職員 1 名、発達支援センター事務職員 1 名が兼任した。委託相談員については、平成 24(2012)年度は同じ学校法人志學館学園の設置校である鹿児島女子短期大学の講師など臨床心理士計 3 名に委託された。顧問は、外部の精神科医師 1 名に委嘱された。

同センターの運営については、心理相談センター規程により、センター長の統括のもと、主任が業務を処理し、所属職員を指揮監督すると定められている。一方、予算や委託相談員の選考、その他運営に関する事項については、センター長、主任、相談員、および大学事務局長で構成されるセンター運営会議の合議で決定され、独断的な人事や、予算、事業の執行などはできない体制となっている。平成 24(2012)年度のセンター運営会議は、発達支援センターと合同で毎月 1 回開催された。なお、規程により、相談員などセンターの業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならないとする守秘義務が課されている。【資料 A-1-2】

発達支援センターは、平成 23(2011)年 4 月に志學館大学の鹿児島市新キャンパスへの移転と同時に開設された機関で、発達障害などを抱えた子どもから高齢者に至るまで生活に様々な困難を持つ当事者や、家族、地域に対して予防的、心理臨床学的な支援活動を行うことを目的としている。同センターは、センター長、主任、支援指導員、委託支援指導員、事務職員、顧問のほか、志學館大学大学院心理臨床学研究科の修了生のなかから委嘱される委託支援員、同科の大学院生による実習支援員からなり、心理相談センターと同様、大学院生の心理臨床実習や、教員および学外者による研究、研修の場としても機能している。

センター長と主任、支援指導員は、心理相談センターと同様に心理臨床学研究科の教員が兼務している。また委託支援指導員については、平成 24(2012)年度は外部の臨床心理士に委嘱した。同センターは、センター長の統括のもと主任が業務を処理し、所属職員を指揮監督する一方で、やはり予算や委託支援指導員などの選考、その他運営に関する事項については、センター長、主任、支援指導員、および大学事務局長で構成されるセンター運営会議の合議で決定される。平成 24(2012)年度のセンター運営会議は、前述の通り毎月 1 回、心理相談センターと合同で開催された。【資料 A-1-3】

このほか図書館も、学則などに基づく志學館大学図書館規程により、教職員や学生の研究、教育などの目的に差し支えない範囲で、地域の住民に対して施設や所蔵資料等を開放するとされている。図書館には、図書館長（現在、法学部教授が兼任）、事務局総務課長のほか、専任の係長、司書などが置かれている。このほか、平成 24(2012)年度は両学部の学生計 7 名をアルバイトとして雇用し、地域開放などに伴う業務量の増大や学内外の利用者増加に対応する体制をとった。予算などの重要事項については、学内の学術的な意見を反映し多面的な検討を可能にする観点から規程により教員による図書館委員会が設置され、審議することとされている。平成 24(2012)年度は、図書館長のほか両学部から計 4 名の教員が同委員となり、会議が計 2 回開催され、予算や決算について審議した。また、利用状況や地域開放にも資するリポジトリの取り組みなどについての報告も受けた。【資料 A-1-4】

以上みてきたように、地域貢献活動を主として専門的に担う部局としては、生涯学習センター、心理相談センター、発達支援センターの 3 機関が設置され、平成 24(2012)年度は



生涯学習センターにセンター長を含め教員計 11 名、心理相談、発達支援の両センターにはセンター長や主任を含め教員計 10 名がそれぞれ配置された。また心理相談と発達支援の両センターには、受付や事務などを行う専任職員（臨床心理士）も 1 名ずつ配置された。このほか、図書館では司書ら計 3 名の職員のほか、学生アルバイトが配置され、地域開放を進める上での開館時間の延長や業務量の増加、利用者増に対応した。志學館大学は平成 25(2013)年 4 月現在で、教員と職員あわせて約 90 名の比較的小さな大学であるが、小規模大学としては地域貢献のための機関の種類及び人員配置について、本務である大学教育との両立を保ちつつ、できうる限りの配慮がなされていると評価できる。また、事業内容の決定や管理運営においては、各機関とも学則等に基づく規程が整備され、センター長や主任などのリーダーシップや指揮監督の権限が制度的に担保されている。その一方で、企画立案の内容や、予算、人事といった重要事項については、センター運営会議等の合議により合理的に決定、管理されるなど、バランスが取れた管理運営体制となっている。従って、上記の 2 つの視点に照らして、基準項目 A-1 を満たしていると評価できる。

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

志學館大学は、これまでも鹿児島県内の大学としては初めての生涯学習センターを設置し、大学院の開設に先立ち心理相談センターを設け、平成 23(2011)年度には発達支援センターを発足させるなど、大学としての専門性を活かした組織的な地域貢献体制を積極的に構築してきた。さらに平成 25(2013)年 4 月には、地域貢献の幅を一層広げ、体制の拡充強化を図るための改善・向上方策として、地域貢献に係る 4 番目の部局となる志學館大学地域協働センターを設置し、既に活動を開始している。同センターは、学生や教職員の地域貢献や社会参画を支援することなどを目的としており、これまでの地域貢献事業が、主として学外の地域の住民に大学を開放し、施設や研究、教育機能を利用してもらう形であったのに対して、同センターの目的は、学内の学生や教職員が外部の地域社会に出て貢献、参画することを促す点が特徴となっている（本報告書 I-2-(2)-③を参照）。

地域協働センターは、センター長と、センター員、事務局総務課長、同学務課長などからなり、各種事業の企画立案については生涯学習センターなどと同様、学則などに基づき定められた志學館大学地域協働センター規程により、同センターに置かれた運営会議が担当することとなっている。なお、現行の地域協働センター規程は、他のセンター規程と異なり、センター長の業務掌理を定めた条項や、センター員への指揮命令を定めた条項など事業の遂行等に関するセンター長のリーダーシップを制度的に担保する規定が見あたらない。この点に関しては、実際に業務を実行していく上で、万一不都合が生じるようであれば同センター運営会議で規程の改定を検討する必要がある。【資料 A-1-5】

一方、発達支援センターについては、準備段階だった平成 22(2010)年度から 3 年間、文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の補助を受けてきたため、平成 25(2013)年度以降の予算面などを含めた運営方策をどうするかが課題であったが、この点に関しては、平成 24(2012)年度中に大学と法人本部との間で協議した結果、発達支援センターの地域でのニーズの高さと大学院生の実習施設としての機能の重要性に鑑みて、平成 25(2013)年度以降も大学としてセンターを維持し、集団療育などの事業を継続することとなった。

## A-2 地域貢献の事業内容と設備等の利便性

### 《A-2 の視点》

#### A-2-① 事業内容の適切性

#### A-2-② 施設や設備の利便性

##### (1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

##### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

生涯学習センターは、平成 24(2012)年度も各種の公開講座および他の関係機関との連携・協働講座を鹿児島市内と旧キャンパスがあった霧島市内で実施し、また心理相談センターと発達支援センターは、平成 24(2012)年度にあわせて 242 件、1736 回に上る面接や集団療育等を行った。図書館も、地域への施設の開放や所蔵文献の貸し出しを実施した。

このうち、生涯学習センターが平成 24(2012)年度に実施した事業のなかで、霧島市教育委員会と鹿児島工業高等専門学校との連携講座として開かれた「ニューライフカレッジ霧島」は、平成 24(2012)年 5 月から平成 25(2013)年 2 月まで計 10 回の講義が行われ、62 名が受講登録し、毎回約 30～50 名もの地域の方々が受講した。講義は、鹿児島市内の本学キャンパスで 6 月に行われた 1 回を除き、すべて旧キャンパスがあった霧島市内で行われたこともあり、受講登録者 62 名のうち同市の在住者が 53 名を占めた。残り 9 名のうち 8 名も隣接する始良市からの参加で、鹿児島市からの受講登録者はいなかった。

対照的に、鹿児島市で 5 月から 7 月にかけて全 10 回の日程で開講された同市生涯学習プラザとの協働講座「よくわかる韓国語講座」は、受講者 8 名全員が鹿児島市内からの参加者だった。同じく鹿児島市内で 11 月に行われた県民大学中央センター（県教育委員会）との連携講座も、受講者 11 名中 10 名が鹿児島市内からの参加者だった。学内の通常講義を地域にも開放する「共修講座」は、平成 24(2012)年度は前期に 63 科目、後期に 57 科目が開放され、申込者数は前期が 15 科目に 23 名、後期は 15 科目に 25 名だったが、この講座も以前、霧島市にキャンパスがあった平成 22(2010)年度は霧島市からの申込者が前後期あわせてのべ 20 名、鹿児島市からの申込者がのべ 4 名だったのに対して、鹿児島市にキャンパスが移転した平成 23(2011)年度は逆転し、鹿児島市内からの申込者がのべ 37 名に急増、霧島市からは 1 名に減少している。平成 24(2012)年度も、鹿児島市からの申込者は前後期あわせてのべ 39 名、霧島市からはのべ 3 名にとどまった。ただし一方で、平成 24(2012)年 8 月に学校や教育関係者、保護者などを対象にして現キャンパスで開催された「学校臨床セミナー」については、申込者数 23 名のうち鹿児島市内からの申し込みが 10 名、霧島市や指宿市、出水市など鹿児島市以外からは 13 名の申し込みがあり、地域的な偏りは見られなかった。

各事業の申込者数や登録者数の年度ごとの推移は、「ニューライフカレッジ霧島」の登録者数が平成 22(2010)年度に 75 名、同 23 年度が 63 名でやや減少し、平成 24 年度は 62 名と前年度並みだった。「よくわかる韓国語講座」の申込者数は平成 22 年度が 9 名で、平成 24 年度は 8 名、隔年で開講されている「よくわかる中国語講座」は平成 23(2011)年度が 9 名の申込者だった。「共修講座」の申込者数は、全体では平成 22(2010)年度が前期 18 名、

後期 20 名、同 23 年度が前期 17 名、後期 25 名で、平成 24(2012)年度は前期 23 名、後期 25 名と横ばいからやや増加で推移した。他方で「学校臨床セミナー」については、平成 22(2010)年度の申込者数が 128 名に上ったのに対し、同 23(2011)年度は 35 名と急激に減少し、平成 24(2012)年度も前述のように 23 名にとどまった。同セミナーの受講者数の減少については、教員免許更新制度が始まった影響や、学校関係者を対象とした様々な研修が鹿児島県内でも増えてきていることなどが影響し、受講者がこのセミナーに集中しなくなったためとみられる。なお、教員免許状更新講習については、志學館大学も鹿児島女子短期大学と連携し、学内の教員養成カリキュラム等委員会が所掌して開設しており、平成 24(2012)年度は、必修領域の科目に 88 名が受講、選択領域の 4 科目にのべ 108 名が受講した。

このほか、生涯学習センターの事業としては、地域の学習活動などで教員が講義できるテーマを紹介した「人材情報」を編集して、県内の各教育委員会や県立図書館など計 92 か所に配布した。

施設面については、連携講座や公開講座、共修講座の受講者は、生涯学習センターの会員に登録することで、学内の図書館、コンピューター室、カフェテリアなどの施設が、一般の学生と同様に利用できるようになる。会員の会費は半期 1,000 円、全期 1,500 円だが、18 歳以下と 70 歳以上の受講者は会費が免除される。

心理相談センターは、平成 24(2012)年度の来談件数が 123 件、総面接回数は 826 回に上った。同センターでは、家族や自分自身の心の問題、職場のメンタルヘルスの問題などに対して臨床心理面接やプレイセラピーなどを行っており、これまで平成 21(2009)年度が相談件数 119 件、面接回数 572 回、同 22(2010)年度が相談件数 119 件、面接回数 471 回で推移し、鹿児島市にキャンパスが移転した平成 23(2011)年度には、相談件数 158 件、面接回数は 726 回に達した。平成 24(2012)年度の来談件数は、前述のように 123 件で、このうち鹿児島市からの来談が 79 件、霧島市を含む始良・伊佐地域からは 30 件だった。

一方、発達支援センターは、乳幼児や発達障害などの児童から高齢者までを対象に、個別療育や、集団療育、予防的観点からのメンタルヘルス事業などの支援を行っている。同センターの平成 24(2012)年度の来談件数は 119 件、面接回数は集団療育等を含め 910 回で、集団療育の参加人数は、幼児から思春期までの親子が計 280 名、成人が 37 名に上った。同センターが発足した平成 23(2011)年度と比べると、来談件数は前年度 79 件から 40 件増加し、集団療育等を除いた面接回数は 378 回から 713 回に急増、集団療育の参加人数も合計で 243 名から 74 名増加し、317 名となった。

このほか、両センターは地域の学外者等を対象にした研修会などを実施しており、平成 24(2012)年度は 9 月に心理相談センターと発達支援センターによる合同研修会が開かれ、京都大学大学院教授による講演会や公開スーパービジョンが行われた。参加者 76 名のうち 39 名が外部機関や大学院修了者の参加だった。また、同 10 月には心理相談センターの研修会も開かれたほか、介護福祉士を対象にした研修も平成 24(2012)年 6 月と同 25(2013)年 2 月に行われ、それぞれ 14 名と 6 名の介護福祉士が参加した。施設については、心理相談センターと発達支援センターがある心理棟には、1、2 階に心理面接室が 4 室、プレイルームが 2 室、行動観察室が 3 室、療育フロアとリラックスルームが各 1 室あり、待合室も 3 室設けられている。心理棟には教員の研究室や大学院生室などもあるが、相談は完全

予約制で受け付けられており、また学生の入り口と相談者の入り口は分けられ、主に相談者が利用する2階は学部生など関係者以外の者の立ち入りが禁止されている。

図書館の地域開放については、現在、生涯学習センター会員や、志學館大学同窓会の会員のほか、旧キャンパスがあった霧島市の国分図書館もしくは隼人図書館の利用者カードを所持している同市民が利用できる。霧島市民など学外一般者の貸出者数は、平成21(2009)年度の71名をピークに平成23(2011)年度は29名に減少し、平成24(2012)年度は20名まで下落したが、入れ替わるように生涯学習センター会員の貸出者数は、平成23(2011)年度の23名から平成24(2012)年度は71名にまで急増した。生涯学習センター会員を除く学外者の利用証発行は、平成20(2008)年度からの累計が97件で、地域別では鹿児島市が平成20(2008)年度から22(2010)年度までは1、2名だったのに対し、平成23(2011)年度は38名、平成24(2012)年度も23名に増えた。

以上みてきたように、生涯学習センターは、公開講座の実施など鹿児島市内での活動が中心となっているが、一方で移転前の旧キャンパスがあった霧島市内でも同市教育委員会との連携協定を土台にこれまでの教育と研究の蓄積を活かし、同市教委や鹿児島高専と連携した公開講座を引き続き提供している。平成24(2012)年度も、同講座には霧島市民50名以上が受講登録するなど、地道な取り組みは地域から一定の評価を受けているといえる。

また、「学校臨床セミナー」の受講者の減少については、そもそも以前は鹿児島県内で学校関係者等が受講できる研修の機会が少なく、受講者がこれまで同セミナーに集中しすぎていた側面があった。近年の受講者の減少は、先に述べたように教員免許更新制度や他機関による各種の研修が鹿児島県内で増えたことを反映したものと考えられ、研修機会の多様化の観点からは好ましいことといえる。平成24(2012)年度の「学校臨床セミナー」は、多数の臨床心理士が所属する志學館大学の特性を活かして、東日本大震災での臨床心理士の活動をテーマにした講演や、ストレスマネジメントを経験する実習などを行った。量的にはともかく、大学の専門性を活かし多様な研修を県内に提供するという質的なニーズには貢献しているといえる。

心理相談センターと発達支援センターについては、前述のように平成24(2012)年度にあわせて240件、1700回を越える面接や集団療育等を行った。特に発達支援センターについては、生涯学習センターに続き鹿児島県内の大学では初めての設置であり、相談者の多さは心理相談センターとともに地域に隠れていた問題やニーズを掘り起こしたことの反映といえる。地元新聞や全国紙の地域版にも取り上げられるなど、地域の期待や評価も受けている。【資料A-2-1】このほか、図書館も生涯学習センターの会員や旧キャンパスがあった霧島市民などを中心に地域開放を行っている。施設や設備面については、生涯学習センターの会員に登録することで学内施設を一般の学生と同様に利用できるようになるほか、心理相談センターや発達支援センターがある心理棟は、相談者のプライバシー等に配慮し学生の入り口と相談者の入り口は分けられ、相談者が主に利用する2階フロアは学部生など関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置がとられている。

これらを総合的に判断すると、志學館大学の地域貢献事業の内容は、地域の利用者のニーズにおおむね応えていると評価でき、施設や設備の利便性等への配慮についても一定程度の配慮がなされていると見てよい。従って、上記の2つの視点に照らして、基準項目A-2を満たしているとして評価できる。

### (3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

地域貢献体制の拡充強化を図るための改善・向上方策として、新たに志學館大学地域協働センターが平成 25(2013)年4月に設置され、既に活動を開始している。同センターは、主に学生や教職員の地域貢献や社会参画を支援することなどを目的としており、学内の学生や教職員を外部の地域社会に送り出すための支援などが期待されている。志學館大学では、これまでも学外のボランティア団体と連携した「アンカークラブ」など学生ボランティアサークルが複数活動してきたほか、教員免許の取得を目指す学生による地域の小学校での支援活動や、警察と連携した防犯活動、清掃活動、地域のイベントの運営協力など、学生による多彩な地域活動が行われてきた。既に平成 24(2012)年度には、こうした学生による既存の地域活動の現況を生涯学習センターが調査しており、地域協働センターは今後、他大学の事業例なども調査したうえで、具体的に学生に対してどのような支援が必要であり、可能であるかを検討し、当面取り組む事業について早期に企画立案、実行していくことになる。

また、生涯学習センターとの関係については、現在の地域協働センターの規程では教職員による地域活動も同センターの支援対象となっており、今後のセンターの事業展開によっては整理が必要になるかもしれない。もし、生涯学習センターと地域協働センターの間で事業内容に重なりが出るようならば、教員や職員の人的パワーの無駄遣いとなる。生涯学習センターと地域協働センターの関係については、今後両センター長や総務課長、学務課長らが中心となって協議調整し、例えば、地域協働センターは主な支援対象を学生が行う地域活動に絞り、地域住民等を対象にした生涯教育の提供など教職員による地域貢献活動は生涯学習センターに一本化するなど、学外に分かりやすい形で両センターの機能の分化と整理を行う必要がある。

地域協働センターについては、学長が中心になって積極的に発案し、設置が実現した経緯がある。学長は平成 24(2012)年度も、新聞社のインタビューに答える形で「(学生が)さまざまな人がいるコミュニティーに積極的に関わっていくことで、学生の精神が鍛えられ、そして社会貢献につながるという循環ができる」との考えを表明していることから、今後も重要施策のひとつとして、積極的にリーダーシップを発揮していく姿勢が期待される。【資料 A-2-2、3】

生涯学習センターの「学校臨床セミナー」については、参加者数の推移にかかわらず多様な研修機会を提供するという質的なニーズに応える観点から、平成 25(2013)年度以降も地道に継続していく必要があると考えられる。参加者のアンケート等を参考にする限りでは、テーマの選定も時宜にかなっていると評価されているとみてよい。ただし、平成 24(2012)年8月に開催された生涯学習センター会議において、同セミナーの参加者減少の問題が取り上げられており、県内の学校関係者などからの情報収集や、実施時期等の再検討に取り組むこととされた。同セミナーのテーマ選定などとあわせて、今後も生涯学習センター長を中心に同センター会議での調査と検討を行う。

心理相談センターと発達支援センターについては、利用が増加しており、平成 25(2013)年度以降も増加傾向が続いた場合、心理相談や発達支援の質をどう維持していくかに加え、大学院生の実習指導やセンターの研究機能の水準の維持が課題となってくる。相談や支援の質の維持と充実の必要性については、すでに両センターの主任をはじめ、センター運営

会議のメンバーにも問題意識は共有されており、地域の他機関への紹介を含めた連携強化など具体策の検討を今後、同会議でさらに検討していく必要がある。また、図書館については現在、生涯学習センターの会員と霧島市民に対して既に開放されているが、現キャンパスがある鹿児島市民への利用開放も平成 25(2013)年度中に実施する予定である。

### A-3 地域貢献活動に係る広報のあり方

#### 《A-3 の視点》

#### A-3-① 事業内容の広報体制

#### A-3-② 利用者のニーズをくみ取る仕組み

##### (1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

##### (2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 24(2012)年度に生涯学習センターが立案、実施した公開講座などの事業については、予算の制約があるなかで、ポスターやホームページによる周知のほか、地元紙の南日本新聞などを媒体にして広報された。例えば、連携講座の「ニューライフカレッジ霧島」は、霧島市教育委員会や鹿児島工業高等専門学校と共同でポスターを作成し、三者で霧島市を中心に各所に配布したほか、大学からは県内の各教育委員会等にチラシとともに送付した。加えて前年度に霧島市以外から参加した受講者に対しては、個別にチラシを送付して周知の徹底を図った。「学校臨床セミナー」などの公開講座についても、ポスターを作成し県内各教育委員会に送付したほか、同新聞紙上や自治体の広報誌上に短信記事を掲載してもらうなどの形で広報した。「共修講座」については、講義のテーマや内容を紹介する冊子を作成し県内各教育委員会に送付したほか、昨年度の受講者に個別に送付した。また地元のフリーペーパー紙にも広告を掲載するなど、地域への浸透を図った。このほか、生涯学習センターの事業などを紹介する「生涯学習センター通信」を例年通り、4月と10月の2回発行した。

心理相談センターと発達支援センターは、センターの事業を紹介するリーフレットを作成し、郵送などで配布したほか、法人本部が作成する「学園通信」に紹介記事を掲載した。また、前述の両センターによる合同研修会の開催にあたっては、鹿児島県内の臨床心理士が在職する施設宛てに案内を郵送した。発達支援センターについては、平成 23(2011)年度に地元の子育て支援雑誌にも同センターを紹介する広告を掲載した。図書館は、広報活動として大学ホームページを活用し、長期休暇中の開館時間などのお知らせを掲載したほか、図書館への関心を喚起するためにボランティアの学生サポーターが教員の推薦図書などを取材して紹介する「図書館だより」を作成し、同じく大学ホームページに掲載した。図書館の平成 24(2012)年度のホームページでの新規掲載の件数は 16 件、「図書館だより」は同年度に計 4 回作成された。このほか、高校生や保護者、高校関係者を中心に配布されている大学案内パンフレットでも、各機関の活動概要について紹介された。

他方、利用者のニーズをくみ取るため、生涯学習センターは各講座で利用者に対するアンケート調査を実施している。回答については生涯学習センター会議で報告され、次年度の講座のテーマやプログラムを企画立案する際の重要な参考資料となっている。過去にはアンケートで回答された要望を反映して、現地研修（バスツアー）につながったケースもある。

他方、心理相談センターと発達支援センターは事業の特性上、相談者等に対するアンケート調査などは実施していないが、外部機関の関係者が参加する研修会などではアンケート調査を実施する場合があります。平成 24(2012)年度は介護福祉士を対象にした研修会でアンケート調査を行った。図書館も、現在は学外利用者に対象を絞ったアンケートは行っていないが、学部と大学院の在在学生に対してのアンケート調査は平成 22(2010)年度から実施している。特に、移転直前の平成 22(2010)年度のアンケート調査では、移転後の要望を自由記述で回答してもらい、学生の声に応える形でラウンジの設置や、グループ学習室の設置、ラウンジ内のパソコンの設置、土曜日の開館、トイレの消音設備の設置などが実現した。

以上、生涯学習センターは、予算面での制約が大きいなかでポスターやチラシを作成して各所に送付しているほか、新聞紙上や自治体の広報誌上に短文記事を掲載して地域の住民の目に情報が直接触れるようにするなど積極的に事業の周知に努めている。心理相談センターと発達支援センターは、事業内容や両センターの違いを地域に理解してもらうためにリーフレットを作成するとともに、発達支援センターは平成 23(2011)年度に子育て世代に対象を絞って地元の子育て支援雑誌に広告を掲載することで住民からの問い合わせや申し込み数を増やした。

図書館は、ホームページでのお知らせ掲載に加え、学生に「図書館だより」を作成してもらうなどの工夫をしている。他方、利用者のニーズをくみ取る仕組みについては、心理相談センターと発達支援センターは事業の特性から相談者等に対するアンケート調査などは実施していないが、生涯学習センターと図書館はアンケートを実施して利用者の意向を調査し、事業テーマの決定の際に検討材料にしたり、施設整備に活かしたりしている。従って、地域への広報についても、利用者の意向把握についても、さらに積極的に取り組んでいく必要はあるだろうが、上記の2つの視点に照らして、基準項目 A-3 を満たしていると判断できる。

### (3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

各機関とも地域への広報は一応行われているが、大学の社会に対する説明責任の重要性に鑑みれば、予算的な制約はあるものの、広報活動はさらに工夫し充実させていく必要がある。生涯学習センター、心理相談センター、発達支援センターの3機関は、これまで各種のリーフレットやポスターなどを作成し、過去の利用者や教育委員会など関係機関に郵送しているが、加えて、例えば大学同窓会に協力を要請し同窓会の総会や会報郵送時にあわせて配布したり、心理相談センターと発達支援センターが法人本部作成の「学園通信」に記事を掲載したように、今後も法人本部や他の設置校の協力を得て鹿児島市内にある各校の保護者や関係者に対して広報を図ったりすることなどが考えられる。他方、利用者のニーズをくみ取る仕組みについては、生涯学習センターと図書館がアンケート調査を実施しているが、このうち図書館については、学外の利用者を対象にしたアンケート調査は実

施していない。この点は、図書館委員会などで方法などの検討を進め、可能ならば実施していく必要がある。

繰り返し述べたように、平成 25(2013)年 4 月に地域協働センターが開設され、志學館大学の地域貢献に関わる機関は、生涯学習センター、心理相談センター、発達支援センター、地域協働センターと、図書館の計 5 機関となった。よりきめ細かい活動が可能となった反面、学外の地域住民からみるとセンターの数が多く、利用者がどこにアクセスしていいのかわからないおそれもある。志學館大学の地域貢献事業の全体像を地域に分かりやすく説明する必要があるだろう。この点は、大学運営会議で検討調整し、対応を進める必要がある。

### **【基準 A の自己評価】**

大学は学校教育法により、教育研究の成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与するとされている。志學館大学は、平成 25(2013)年 4 月現在で両学部の教員と事務局職員を合わせても約 90 名ほどの小規模大学であるが、大学の教育目的のひとつに「社会に開かれた大学として、地域社会の発展と生涯学習の促進に力を注ぎ、社会人の学習意欲に応える」を掲げ、生涯学習や心理相談などの分野で各種の事業を展開しており、地域社会の発展への貢献に良く応えているといえる。